

築上町一般廃棄物処理基本計画

令和 3 年 3 月

築 上 町

目次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	一般廃棄物処理基本計画の位置付け	2
第3節	計画目標年度	2
第2章	地域の概況	3
第1節	自然環境	3
第1項	位置・地勢	3
第2項	地形	3
第3項	気象	4
第2節	社会環境	5
第1項	人口・世帯数	5
第2項	産業	7
第3節	土地利用状況	8
第1項	土地利用・規制状況	8
第2項	土地利用の実態	8
第4節	開発・将来計画	9
第3章	ごみ処理基本計画編	10
第1節	ごみ処理の現況	10
第1項	ごみ処理の流れ	10
第2項	ごみの排出量	11
第3項	ごみの性状	13
第4項	ごみの減量化・再資源化	16
第5項	収集・運搬	19
第6項	中間処理	21
第7項	最終処分	23
第8項	ごみ処理に係る経費	24
第9項	前計画の総括	25
第10項	国、福岡県の動向	26
第11項	関係法令	28
第12項	一般廃棄物処理システムの評価	29
第13項	一般廃棄物処理の課題	31
第2節	ごみ処理基本計画	33
第1項	基本方針	33
第2項	ごみの発生量及び処理量の見通し	33
第3項	ごみの発生・排出抑制	37
第4項	施策の展開	38
第5項	ごみの適正処理に関する基本的事項	47

第4章	生活排水処理基本計画編	50
第1節	生活排水処理の現況	50
第1項	生活排水の排出状況	50
第2項	生活排水処理の体制	52
第3項	前計画の総括	52
第4項	生活排水処理の課題	53
第5項	生活排水の発生量及び処理量の見通し	53
第2節	生活排水処理基本計画	56
第1項	基本方針	56
第2項	生活排水の処理計画	57
第3項	生活排水排出抑制及び再資源化計画	59
第4項	し尿及び汚泥の処理計画	61

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

「築上町一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という。)は、築上町(以下「本町」という。)における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的とした計画です。

これまでは、2011(平成23)年度に策定した「一般廃棄物処理計画」(以下「前計画」という。)に基づき、ごみの減量化・再資源化に関する取組を進めてきました。

本町では、可燃性ごみを焼却せずに RDF(固形燃料物)に変える処理方式を採用していることもあり、リサイクル率は約50%に達しています。その一方で、ごみの排出量は増加傾向にあり、さらなる減量化が必要な状況です。また、海や川に捨てられたプラスチックごみが生態系に悪影響を与える「マイクロプラスチック問題」、本来食べられる食品が廃棄される「食品ロス」といった新たなごみ問題への対応も求められています。

生活排水処理については、閉鎖性海域である瀬戸内海水域の水質を保全するため、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の普及促進を進めてきました。生活排水処理率をさらに高めるため、今後も公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を継続して進める必要があります。

世界においては、「持続可能な開発目標(SDGs)」が2030年までの国際目標として定められています。これは、持続可能な世界を実現するための17のゴール及び169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓うものです。このうち「ゴール12(持続可能な生産・消費)」では、生産と消費の過程全体を通して、天然資源や有害物質の利用及び廃棄物や汚染物質の排出を最小限に抑えることを目標にしています。

国内では、高度経済成長を遂げた一方で大量生産・大量消費型の経済社会活動により大量廃棄物社会が形成されたことを背景に、「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)」を始めとした各種リサイクル法を制定し、持続可能な生産・消費に向けた取組を精力的に推進してきました。

本計画は、廃棄物に関する世界及び国の動向を踏まえ、ごみ処理及び生活排水処理に係る本町の今後の方向性を示すために前計画から見直しを行うものです。

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項及び「築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年条例第 99 号）」に基づく計画です。

また、本計画は第 2 次築上町総合計画における環境衛生（ごみ・し尿）に関する施策の方向性を示したもので、ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画で構成します。

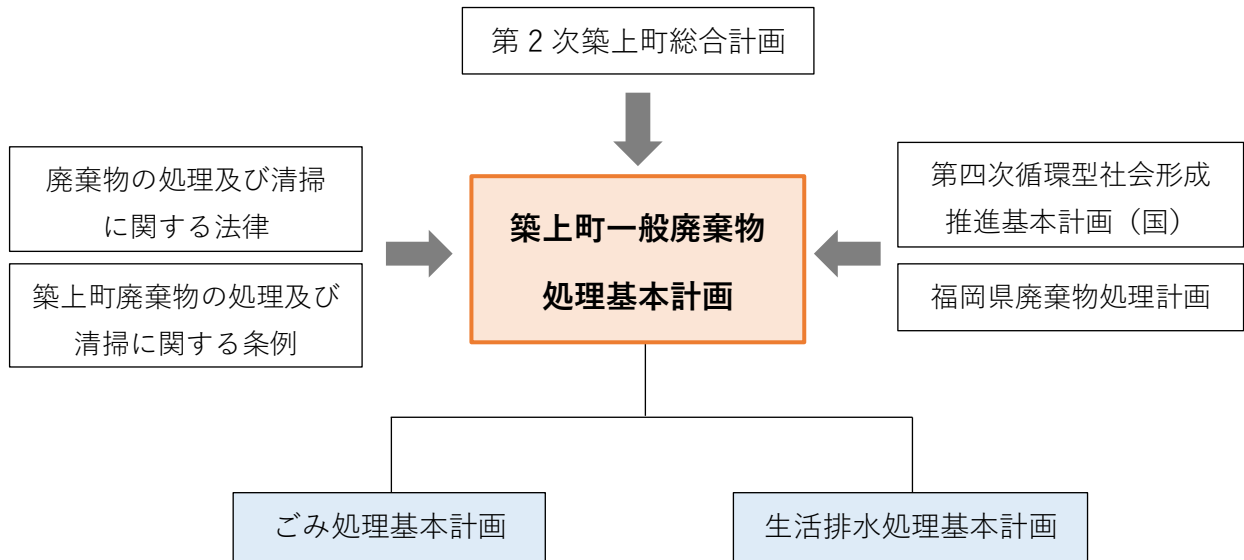


図 1-1 計画の位置付け

第3節 計画目標年度

本計画の計画期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間とします。

また、廃棄物・リサイクルに関する法律、諸制度の整備など廃棄物対策を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直します。

年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度	2030 (R12) 年度
計画期間	初年度									目標年度

図 1-2 計画期間

第2章 地域の概況

第1節 自然環境

第1項 位置・地勢

本町は、福岡県の東部、周防灘に面して位置し、北は行橋市、西はみやこ町、東は豊前市、南は大分県中津市に接しています。

総面積は 119.61km²で、本町の南部はほとんどが山林で占められており、そこを源とする多くの河川が北部の平野を潤し、周防灘に注いでいます。

本町の北部を北西から南東にかけて国道 10 号や東九州自動車道及び JR 日豊本線が貫き、これらと交差して主要道路や一般県道が整備され、北九州市、大分市などの地方中核都市と連絡しています。空の玄関である北九州空港までは約 20km 圏に位置しています。



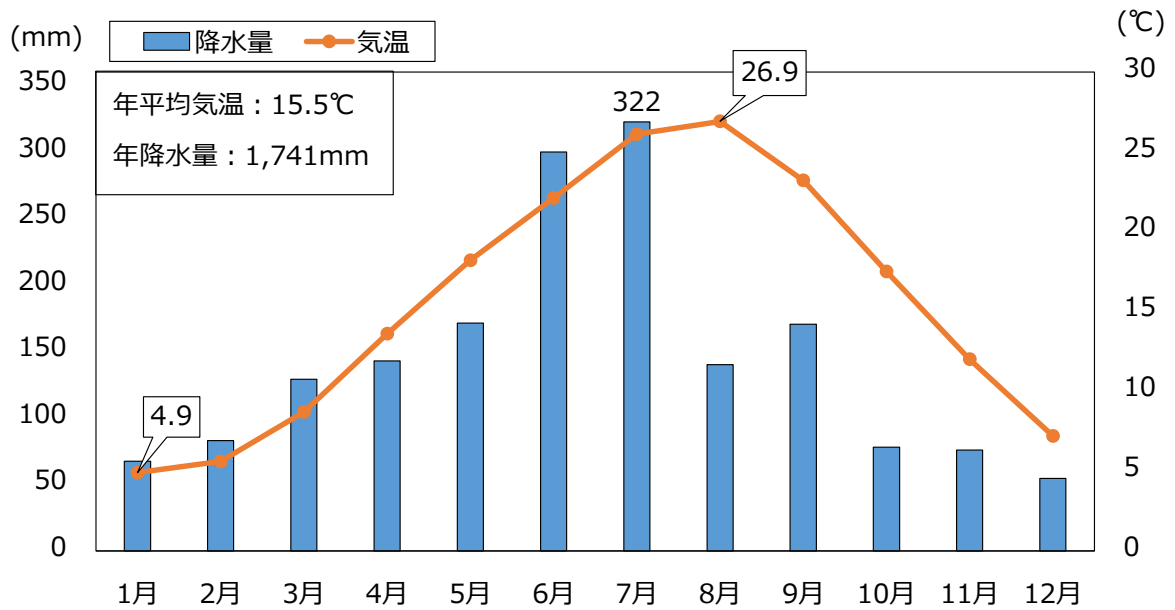
図 2-1 築上町の位置

第2項 地形

本町は、周防灘に面する北部の平坦部と南部の大半を占める山林・丘陵地より構成されています。また、山林から周防灘に至るいくつかの河川により、手の指を広げたような形で沢が形成され、集落地や農地（棚田）などが形成されています。したがって、山林部では東西方向の地形上の一体性が低く、町全体として南部の山林部と北部の平坦地との一体性が高くなっています。

第3項 気象

年平均気温は 15.5℃、年降水量は 1,741mm と比較的温暖多雨な気候です。月毎の平年値を見ると、最暖月平均気温は 26.9℃（8 月）、最寒月平均気温は 4.9℃（1 月）、最も降水量が多いのは 7 月で 322mm となっています。



出典：気象観測データ（気象庁）

図 2-2 行橋地域気象観測所における月毎の平均気温及び降水量
(1981 年～2010 年の平均値)

第2節 社会環境

第1項 人口・世帯数

1 人口の推移

2019（令和元）年度の本町の人口は、18,119人で、2018（平成30）年度と比較して2.0%減少しています。

福岡県の人口は、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度にかけて増加傾向にありますが、本町及びの京築地域の人口は、2015（平成27）年度から2019（令和元）年度にかけて減少傾向にあります。

本町の2018（平成30）年度人口に対する2019（令和元）年度人口の減少率は福岡県及び京築地域の減少率を上回っています。

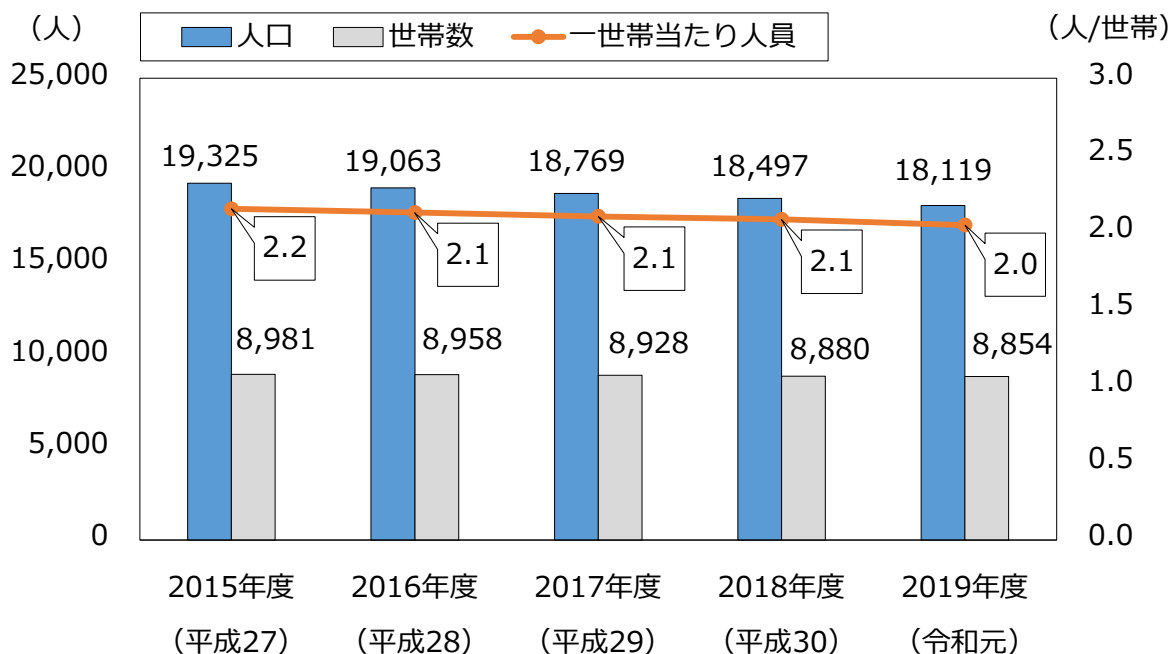
表 2-1 人口の推移

単位：人

地域	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	増減率（%） （H30・R1）
築上町	19,325	19,063	18,769	18,497	18,119	-2.0%
福岡県	5,122,448	5,126,389	5,130,773	5,131,305	5,129,841	-0.03%
京築地域	190,509	190,366	190,248	189,622	188,127	-0.8%

※京築地域：行橋市、豊前市、京都郡、築上郡の2市5町が属する地域。

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図 2-3 築上町の人口・世帯数・一世帯あたり人員の推移

2 人口密度

2018（平成 30）年度の本町の人口密度は 1.55 人/ha です。人口が減少傾向にあることから、今後人口密度が低下することが見込まれます。

3 人口動態

人口動態から人口推移の内訳を見ると、2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度の 5 年間で、毎年 241 人～378 人減少しています。

自然動態と社会動態はどちらも減少傾向にあります。

表 2-2 人口動態の内訳

単位：人

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
自然動態※1	-151	-108	-161	-170	-197
社会動態※2	-90	-154	-133	-102	-181
合計	-241	-262	-294	-272	-378

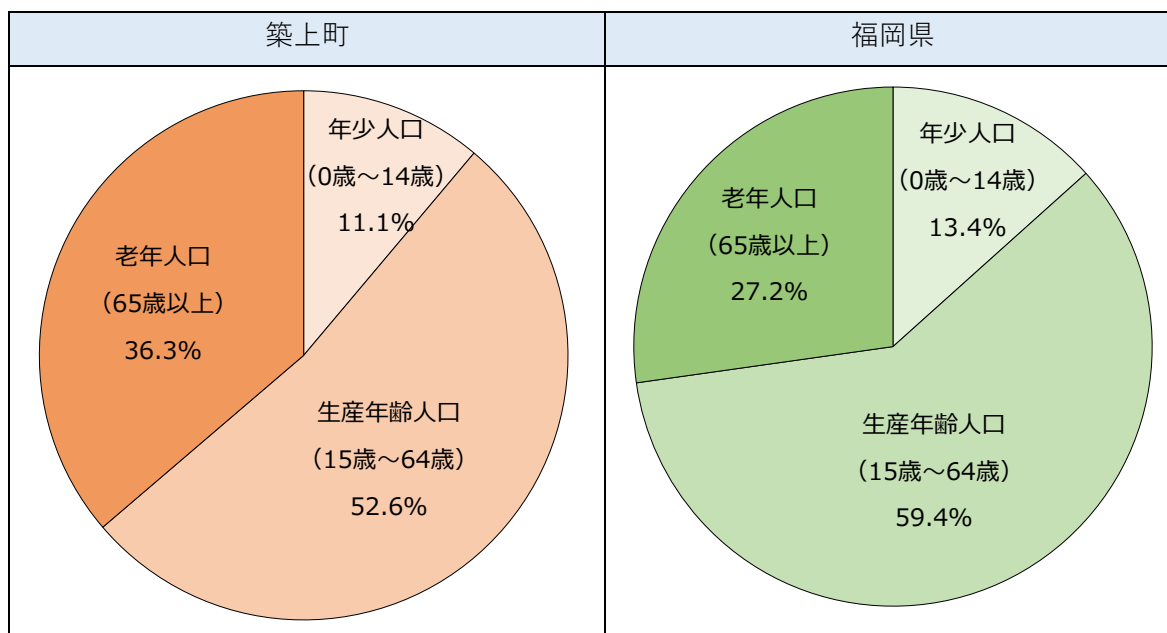
※1：自然動態：出生・死亡に伴う人口の動き。

※2：社会動態：転入・転出に伴う人口の動き。

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

4 年齢別人口

本町の 2019（令和元）年度の年齢別人口の割合は、年少人口（0 歳～14 歳）が 11.1%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 52.6%、老年人口（65 歳以上）が 36.3%であり、老年人口割合が年少人口割合を上回っています。また、福岡県と比較して老年人口割合が高くなっています。



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

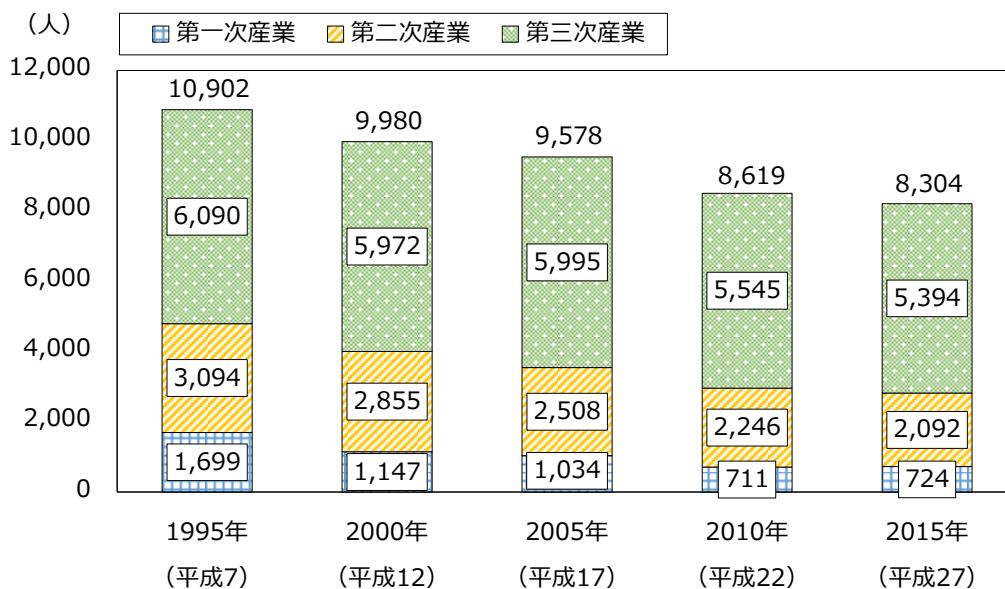
図 2-4 2019（令和元）年度の年齢別人口割合

第2項 産業

1 産業分類別従業者数割合

従業者数は1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけて減少しています。一方で、2015（平成27）年における第一次産業の従業者数は2010（平成22）年と比較して微増しています。

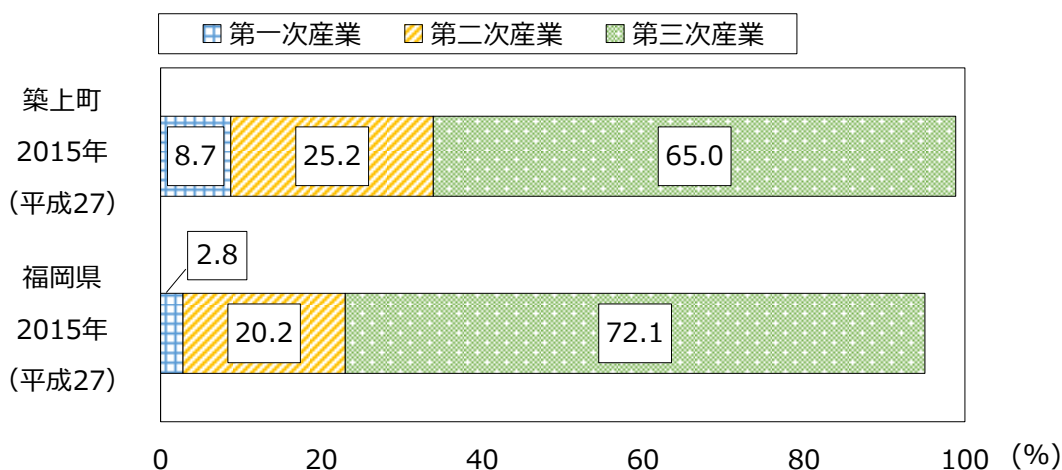
2015（平成27）年の産業別従業者数の割合は、第一次産業が8.7%、第二次産業が25.2%、第三次産業が65.0%で、第三次産業の従業者数が最も多くなっています。福岡県と比較して、第一次産業及び第二次産業の割合が高く、第三次産業の割合は低くなっています。



※総数には分類不能の産業（調査票の記入が不備で、いずれの項目にも分類しえないもの）の従業者数を含むため、内訳の合計と総数は一致しない。

出典：国勢調査

図 2-5 産業分類別従業者数の推移



※総数には分類不能の産業（調査票の記入が不備で、いずれの項目にも分類しえないもの）の従業者数を含むため、合計は100%にならない。

出典：国勢調査

図 2-6 産業分類別従業者数の割合

第3節 土地利用状況

第1項 土地利用・規制状況

本町の都市計画法による指定状況は以下のとおりです。

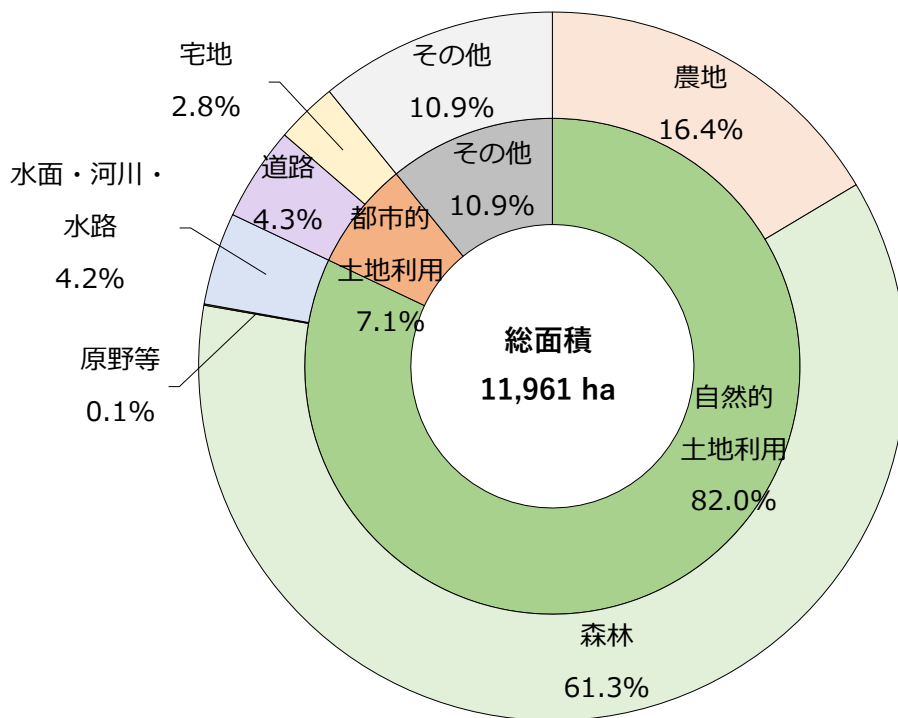
表 2-3 都市計画に係る土地利用・規制状況

区域	指定区分	面積 (ha)
椎田地区	・ 椎田都市計画区域	1,872
JR 椎田駅前	・ 用途地域【商業地域】 ・ 準防火地域	2.4
JR 椎田駅前周辺	・ 用途地域【近隣商業地域】 ・ 準防火地域	9.2
その他区域	・ 用途地域【第一種住居地域】	75.0
用途地域の指定のない地域	—	1,785.4
築城市街地および椎田都市計画区域に隣接する農地部等	・ 築上準都市計画区域	2,554

出典：築上町都市計画マスタープラン

第2項 土地利用の実態

本町は自然的土地利用が町全体の 82.0%を占めています。また、森林の割合が最も高く、町全体の 61.3%を占めています。



出典：土地利用動向調査（福岡県）

図 2-7 2018（平成 30）年度の土地利用割合

第4節 開発・将来計画

本町では、廃棄物の発生量に大きな影響を及ぼす開発は予定されていません。

2017（平成 29）年 3 月に策定した「第 2 次築上町総合計画（2017（平成 29）年度～2026（令和 8）年度）」では、「“自然と歴史・文化を育む” — 心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』づくり」を将来像に定め、その達成に向け「基本目標 2 やすらぎと安全・安心のまちづくり」において、自然環境の保全と共生に関する施策「環境にやさしいまちづくり」、生活環境に関する施策「生活排水事業の推進」、「環境衛生の推進」に取り組むこととしています。

第3章 ごみ処理基本計画編

第1節 ごみ処理の現況

第1項 ごみ処理の流れ

本町におけるごみ処理の流れを図3-1に示します。

可燃性ごみは、築上町清掃センター内のごみ固形燃料化施設に搬入され、焼却処分せず、RDF（固形燃料物）として生まれ変わり再利用されています。

不燃性ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、築上町清掃センター内のリサイクル施設に搬入され、再資源化されています。

RDF不適物や不燃残渣は最終処分場において、埋立処理されています。

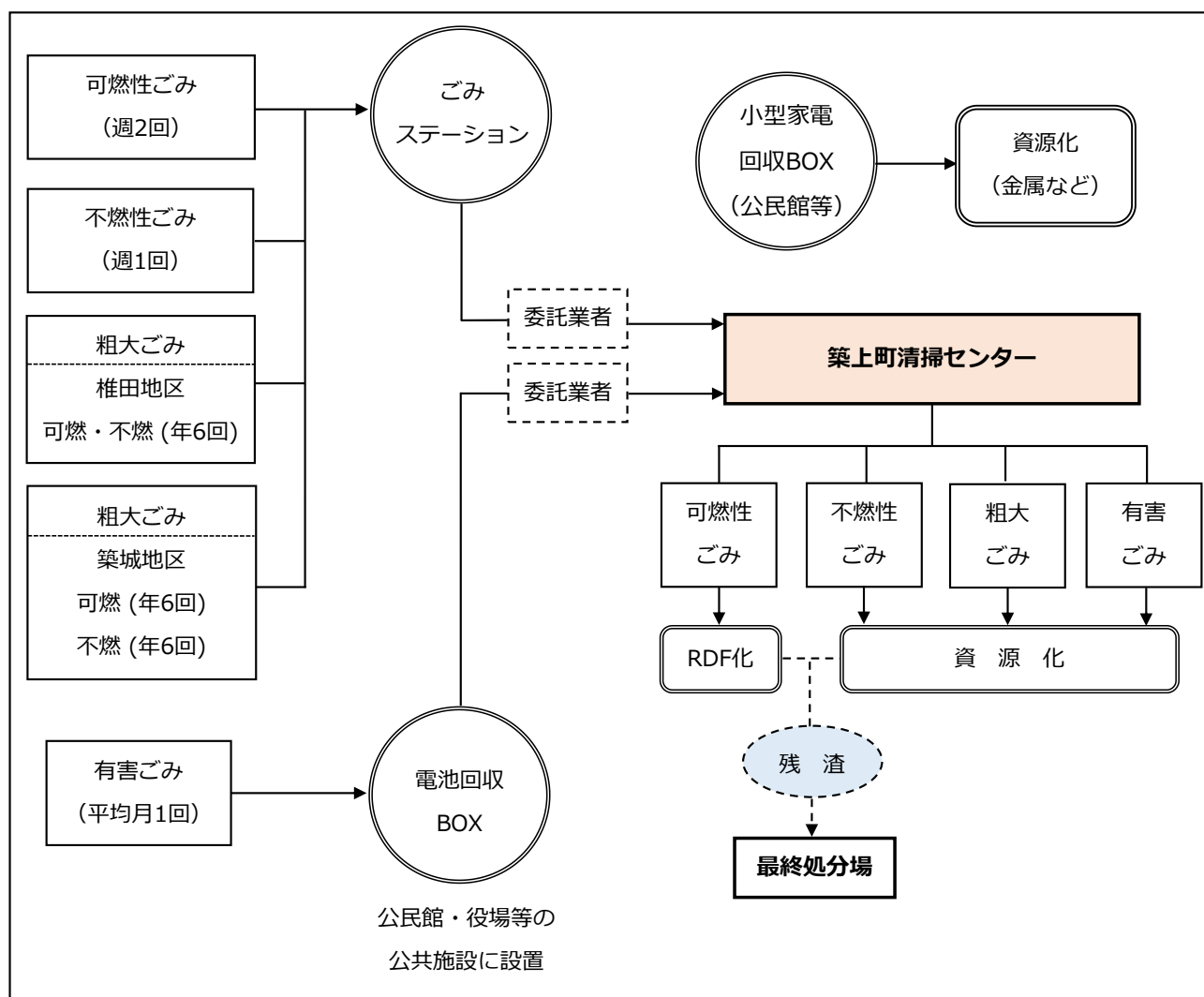


図 3-1 ごみ処理フロー図

第2項 ごみの排出量

本町のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量は、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度にかけて増加傾向にあり、2018（平成30）年度に減少に転じましたが、2019（令和元）年度に再び増加しています。

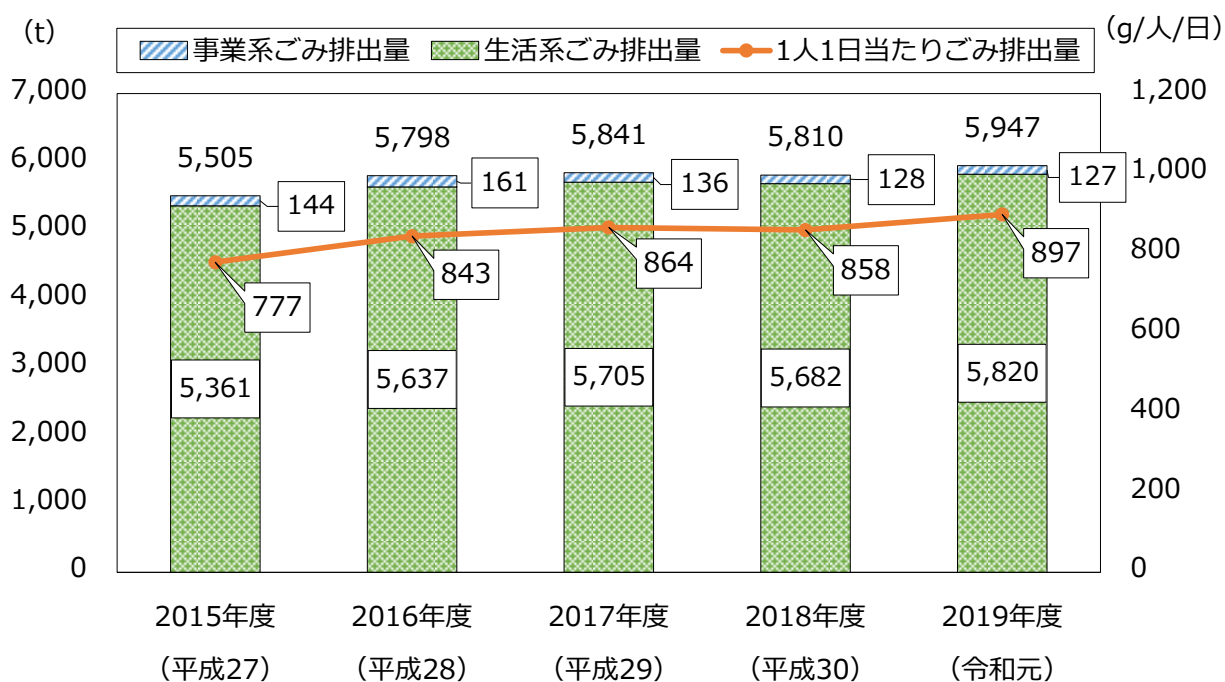
本町の1人1日当たりごみ排出量は、全国及び福岡県よりも低い数値で推移していますが、増加傾向が続いていることもあり、全国の1人1日当たりごみ排出量に近づきつつあります。

表 3-1 ごみ排出量

単位：t/年

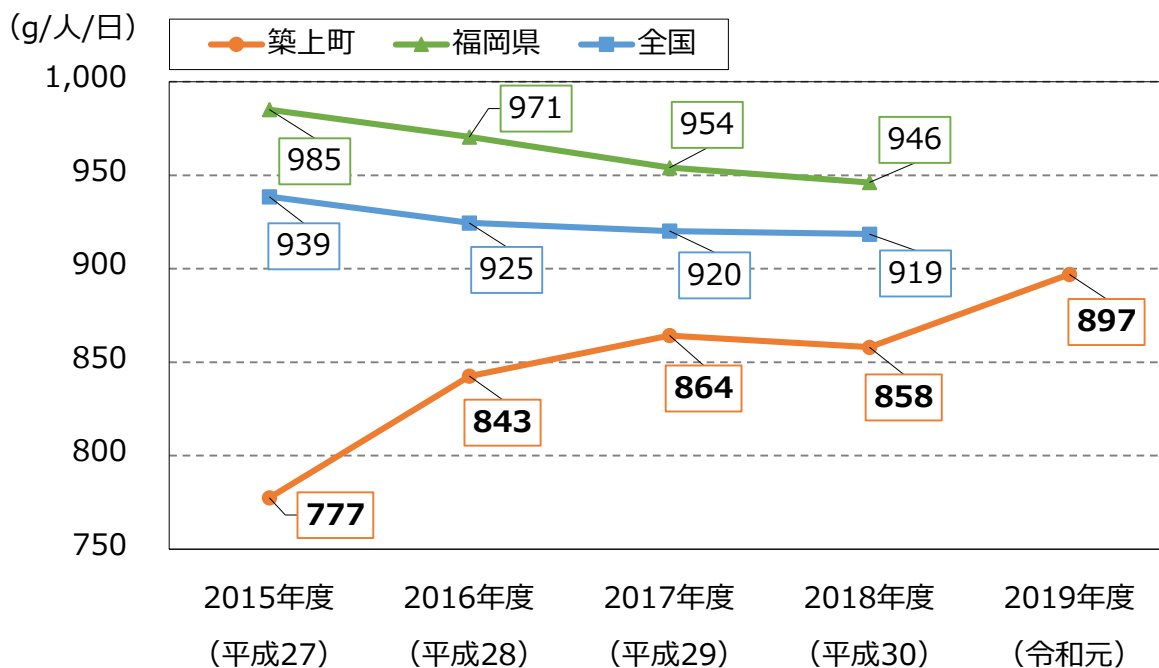
区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
生活系ごみ【収集】	5,309	5,592	5,670	5,646	5,774
可燃性ごみ	4,417	4,302	4,257	4,214	4,302
不燃性ごみ	480	607	552	542	558
資源ごみ	254	513	682	695	676
その他のごみ	4	0	8	5	6
粗大ごみ	154	170	171	190	232
生活系ごみ【直接搬入】	52	45	35	36	46
合 計	5,361	5,637	5,705	5,682	5,820
事業系ごみ	144	161	136	128	127
ごみ総排出量	5,505	5,798	5,841	5,810	5,947
1人1日当たりごみ排出量 (g/人/日)	777	843	864	858	897
1人1日当たり生活系 ごみ排出量 (g/人/日)	757	819	844	839	878
1人1日当たり事業系 ごみ排出量 (g/人/日)	20	23	20	19	19

出典：一般廃棄物処理実態調査



出典：一般廃棄物処理実態調査

図 3-2 ごみ排出量の推移



※全国、福岡県は 2019 (令和元) 年度の実績が未公表のため、掲載しない。

出典：一般廃棄物処理実態調査

図 3-3 1人1日当たりごみ排出量の比較

第3項 ごみの性状

本町では、「ごみ固形燃料化施設」に搬入された可燃性ごみに対し、ごみの分別状態の実体把握等を目的として、ごみ質調査を年4回実施しています。

1 ごみ質調査結果

2015（平成27）年度から2019（令和元）年度に実施されたごみ質調査結果の年平均値を表3-2に示します。

ごみの種類組成を見ると、各年度とも、「紙、布類」の割合が最も高くなっています。また、2018（平成30）年度と比較して2019（令和元）年度は、「紙、布類」、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」、「厨芥類」、「その他」の割合が増加しています。

2019（令和元）年度のごみの三成分を見ると、2018（平成30）年度と比較して、水分の割合が増加しています。

表 3-2 ごみ質調査結果

区分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
ごみの種類組成 (%)	紙、布類	53.9	48.5	46.6	34.5	39.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	26.4	25.5	30.9	27.9	31.3
	木、竹、わら類	5.8	13.8	4.7	13.0	8.3
	厨芥類	10.1	9.1	15.7	15.4	17.4
	不燃物類	2.0	0.8	1.3	1.0	0.5
	その他	1.9	2.4	0.8	1.5	3.3
単位容積重量 (kg/m ³)		168	172	162	165	149
三成分ごみの (%)	水分	46.8	45.6	40.5	45.4	48.4
	灰分	4.2	4.2	3.0	4.5	3.6
	可燃分	49.1	50.3	56.5	50.2	48.0
低位発熱量 (計算値) (kcal/kg)		1,925	1,948	2,300	1,983	1,868
低位発熱量 (実測値) (kcal/kg)		1,830	1,990	2,060	2,233	2,158

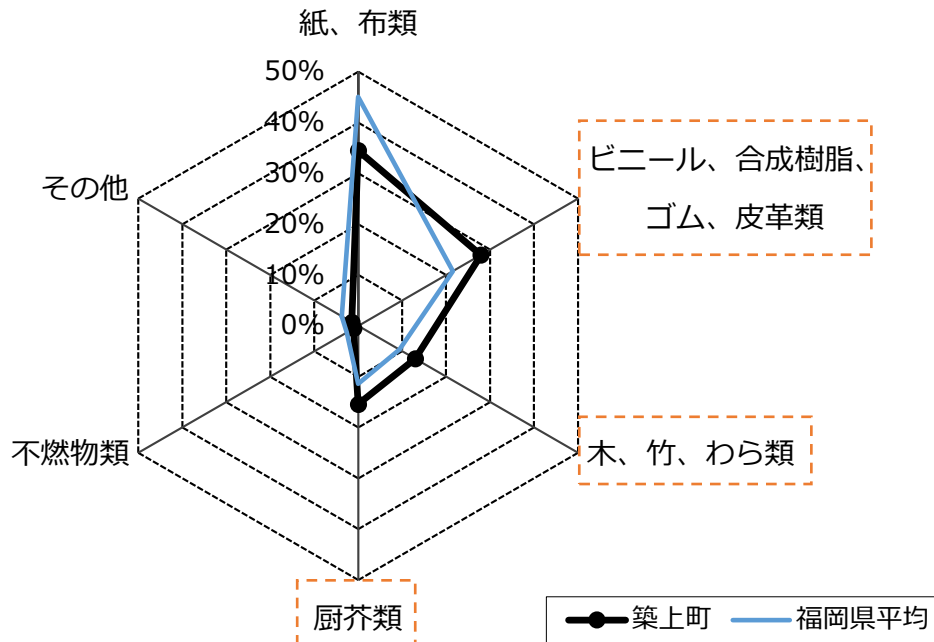
2 ごみの種類組成の比較

2018（平成 30）年度に本町のごみ燃料化施設に搬入されたごみの種類組成は、福岡県平均（福岡県内の焼却施設及びごみ燃料化施設に搬入されたごみの種類組成の平均）と比較して、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」、「木、竹、わら類」、「厨芥類」の割合が高くなっています。

表 3-3 ごみの種類組成の比較（平成 30 年度）

単位：％

区分	紙、布類	ビニール、 合成樹脂、 ゴム、皮革類	木、竹、 わら類	厨芥類	不燃物類	その他
築上町	34.5	27.9	13.0	15.4	1.0	1.5
福岡県平均	45.1	21.5	9.4	11.4	2.6	3.7



築上町以外の出典：一般廃棄物処理実態調査

図 3-4 ごみの種類組成の比較（平成 30 年度）

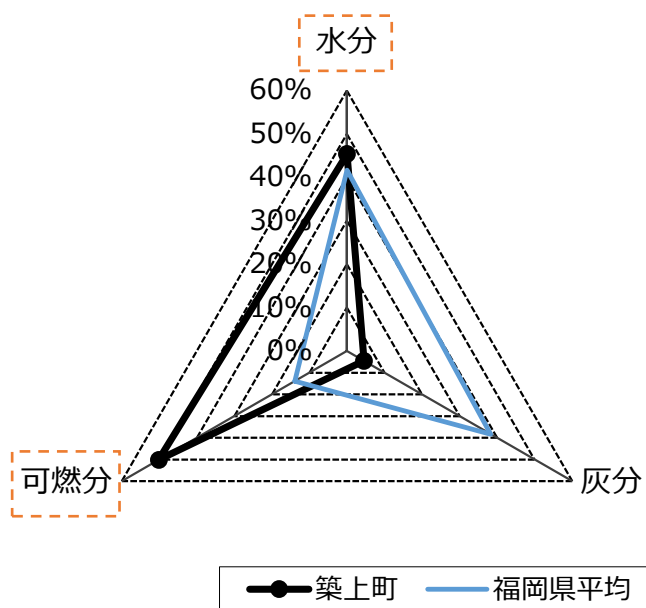
3 ごみの三成分の比較

2018（平成 30）年度に本町のごみ燃料化施設に搬入されたごみの三成分は福岡県平均（福岡県内の焼却施設及びごみ燃料化施設に搬入されたごみの三成分の平均）と比較して、「水分」、「可燃分」の割合が高くなっています。

表 3-4 ごみの三成分の比較（平成 30 年度）

単位：％

区分	水分	灰分	可燃分
築上町	45.4	4.5	50.2
福岡県平均	41.7	38.3	13.9



築上町以外の出典：一般廃棄物処理実態調査

図 3-5 ごみの三成分の比較（平成 30 年度）

第4項 ごみの減量化・再資源化

1 分別収集の現況

本町で排出されたごみは、可燃性ごみ・不燃性ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみに分別され、収集されています。また、家電リサイクル法の対象品目、パソコンリサイクル法対象品目、処理困難物は、販売店やメーカーなどに引き取ってもらっています。2018（平成 30）年度からは、公共施設等に専用の回収ボックスを設置し、使用済みの小型家電製品を回収しています。

2 自家処理の現況

一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、コンポスト、生ごみ容器、電気式生ごみ処理機を購入した場合、「築上町生ごみ処理機購入補助金交付要綱」の規定により補助金を交付しています。

表 3-5 生ごみ処理機補助件数（基数）

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
生ごみ容器、コンポスト	7	5	3	1	5
電気式生ごみ処理機	2	1	5	2	0

3 総資源化量

総資源化量は2015（平成27）年度から2016（平成28）年度にかけて減少していますが、2017（平成29）年度からは増加傾向にあります。

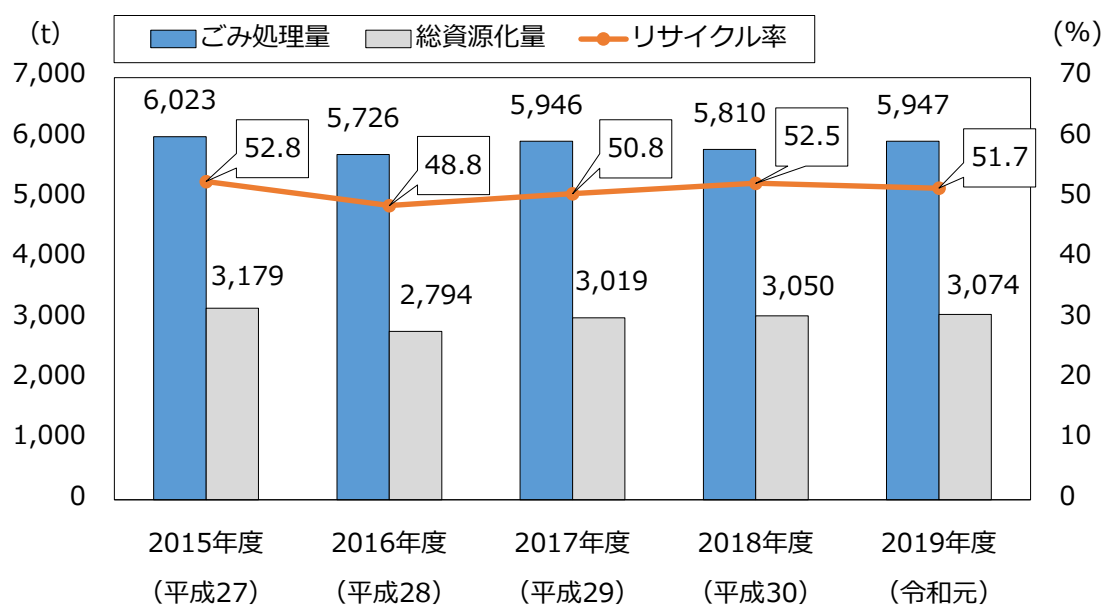
表 3-6 資源化量及びリサイクル率

単位：t/年

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
ごみ処理量	6,023	5,726	5,946	5,810	5,947
直接資源化量	466	441	690	701	684
紙類*	459	432	585	604	569
布類	0	0	97	91	108
その他	7	9	8	6	7
中間処理後再生利用量	2,713	2,353	2,329	2,349	2,390
金属類	75	57	137	148	177
ガラス類	148	93	128	107	126
固形燃料（RDF）	2,134	2,203	2,064	2,094	2,087
その他	356	0	0	0	0
総資源化量	3,179	2,794	3,019	3,050	3,074
リサイクル率（％）	52.8	48.8	50.8	52.5	51.7

※紙パック、紙製容器包装を除く

出典：一般廃棄物処理実態調査

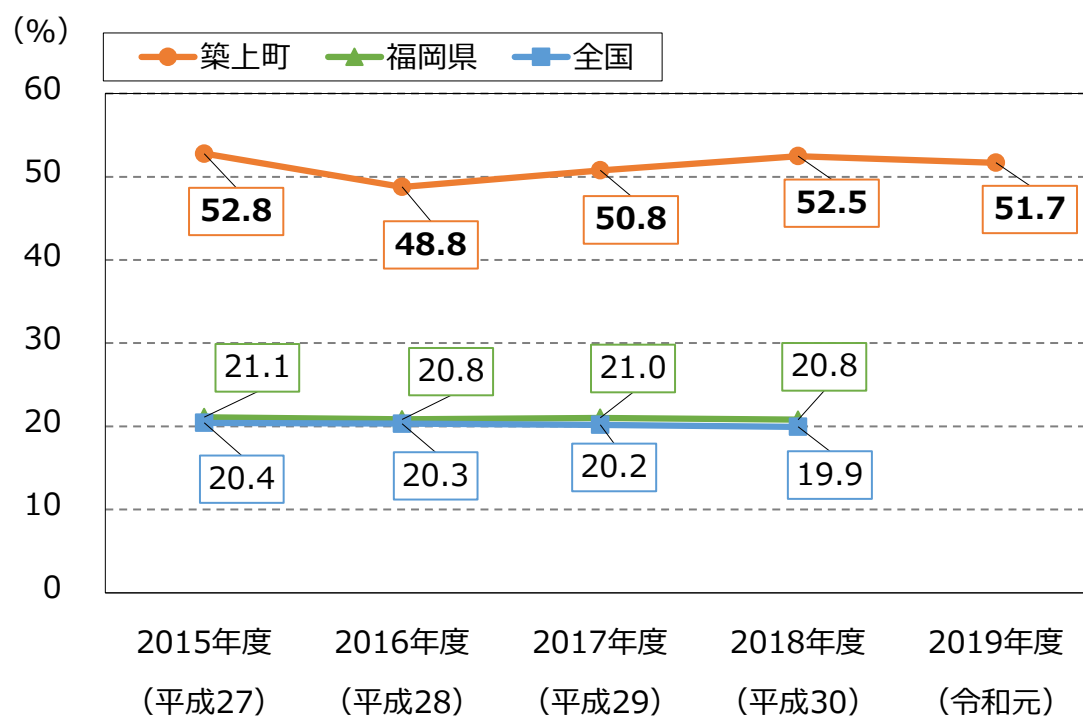


出典：一般廃棄物処理実態調査

図 3-6 総資源化量及びリサイクル率の推移

4 リサイクル率の比較

本町のリサイクル率は、2015（平成27）年度から2016（平成28）年度にかけて減少傾向にあり、2017（平成29）年度に増加に転じましたが、2019（令和元）年度に再び減少しています。また、本町のリサイクル率は全国、福岡県と比較して高い数値で推移しています。



※全国、福岡県は2019（令和元）年度の実績が未公表のため、掲載しない。

出典：一般廃棄物処理実態調査

図 3-7 リサイクル率の比較

第5項 収集・運搬

1 分別区分

本町で発生したごみの分別区分と主な対象品目を以下に示します。

表 3-7 ごみ分別区分

区分		対象物品	
収集 ごみ	可燃性ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ ○ ペットボトル ○ 紙パック ○ 紙くず ○ トレー類 ○ 紙おむつ ○ 生花・枯葉 ○ 貝殻 	
	不燃性ごみ	その他類	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチック類 ○ 小型電化製品 ○ 飲食料用以外のかん・びん ○ 皮革製品 ○ カセットテープ類 ○ おもちゃ
		飲食料用のびん	○ ジュース・酒類・調味料などの飲食料用のびん
		飲食料用のかん	○ ジュース・ビール・調味料・缶づめ・お菓子などの飲食料用のかん
	資源ごみ	○ 新聞・雑誌などの古紙 ○ 衣類 ○ ダンボール	
粗大ごみ（可燃・不燃）		<ul style="list-style-type: none"> ○ ふとん ○ ベッド ○ ソファ ○ タンス ○ 棚類 ○ 机 ○ いす ○ ストーブ ○ 扇風機 ○ 自転車 ○ 剪定枝（長さ 1メートル、太さ 10センチメートル以下のものを直径 30センチメートル以下に束ねたもの） 	
有害ごみ		○ 使用済乾電池 ○ 体温計（水銀使用）	
収集 できない ごみ	処理できないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物（事業によって排出される一般ごみ以外の廃棄物） ○ 劇物・毒物 ○ 消火器 ○ 医療系廃棄物 ○ 農業用具（農機具・農薬・農業用ビニールなど） ○ 危険性引火物（燃料類・火薬・花火など） ○ 自動車部品（タイヤ・ホイール・バッテリーなど） 	
	家電リサイクル法対象製品	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ（液晶・プラズマ含む） ○ エアコン ○ 洗濯機 ○ 冷蔵庫 ○ 冷凍庫 ○ 衣類乾燥機 	
	パソコンリサイクル法対象製品	<ul style="list-style-type: none"> ○ デスクトップパソコン ○ ノートパソコン ○ CRT ディスプレイ ○ 液晶ディスプレイ 	

2 収集・運搬体制

本町では、町内全体を収集・運搬区域としています。家庭から排出される生活系ごみは、収集日の朝7時30分までにごみステーションに出され、主に委託業者により収集されています。

ごみ収集日に家庭から搬出できない場合(引越及び遺品の片付等)は、「築上町清掃センター」への直接搬入を許可しています。また、事業系ごみは委託業者による収集を行っています。

表 3-8 収集回数及び収集・運搬体制

区分		収集回数		収集方法	収集運搬	
		椎田地区	築城地区			
生活系ごみ	可燃性ごみ	週2回	週2回	ステーション・個別	委託	
	分別収集ごみ	不燃性ごみ(その他類)	週1回			週1回
		不燃性ごみ(飲食料用のびん)	週1回			月3回
		不燃性ごみ(飲食料用のかん)	週1回			週1回
		資源ごみ	週1回			週1回
		粗大ごみ(可燃)	年6回 (偶数月)			年6回 (偶数月)
		粗大ごみ(不燃)	年6回 (偶数月)			年6回 (奇数月)
有害ごみ	随時	随時				
事業系ごみ		随時	随時	個別	委託	
直接搬入		随時	随時	—	排出者	

3 収集・運搬実績

委託業者によって収集・運搬され、「築上町清掃センター」へ搬入されたごみの量は以下のとおりです。

表 3-9 収集・運搬実績

単位：t/年

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
可燃性ごみ	4,417	4,302	4,257	4,214	4,302
不燃性ごみ	480	607	552	542	558
資源ごみ	254	513	682	695	676
その他のごみ	4	0	8	5	6
粗大ごみ	154	170	171	190	232
合計	5,309	5,592	5,670	5,646	5,774

出典：一般廃棄物処理実態調査

4 ごみ処理手数料

ごみの減量化や再資源化の推進、分別の徹底を目的に、可燃性ごみ・不燃性ごみは指定袋、粗大ごみはシールによる有料としています。また、生活系ごみを直接「築上町清掃センター」へ持ち込む場合は、従量制による処理手数料が必要です。

表 3-10 ごみの処理手数料

区分		手数料		
生活系ごみ	可燃性ごみ	指定袋（大）	31 円/枚	
		指定袋（小）	16 円/枚	
	分別収集ごみ	不燃性ごみ（その他類）	指定袋	42 円/枚
		不燃性ごみ（飲食料用のびん）	指定袋	26 円/枚
		不燃性ごみ（飲食料用のかん）	指定袋	42 円/枚
	粗大ごみ	ごみシール	54 円/枚	
直接搬入※		—	10 円/kg	
事業系ごみ		指定袋	84 円/枚	

※築上町指定のごみ袋に入っている場合は無料。

第6項 中間処理

本町内で排出される可燃性ごみ・不燃性ごみ・粗大ごみ・有害ごみは「築上町清掃センター」内の「ごみ固形燃料化施設」及び「リサイクル施設」において処理されています。

1 ごみ固形燃料化施設

表 3-11 に可燃性ごみの中間処理施設である「ごみ固形燃料化施設」の概要、表 3-12 に処理実績を示します。

表 3-11 ごみ固形燃料化施設の概要

名称	ごみ固形燃料化施設
所在地	福岡県築上郡築上町大字築城 1784 番地（築上町清掃センター内）
処理方法	RDF 方式
処理能力	25 t/8 h
竣工	平成 12 年 4 月
運転管理体制	直営

表 3-12 ごみ固形燃料化施設の処理実績

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
年間投入量 (t/年)	4,679	4,603	4,484	4,554	4,429
ごみ投入量* (t/日)	19.9	23.4	17.5	21.9	19.9
実働時間 (h/日)	5.1	6.5	6.2	5.9	5.8

※月間投入量を投入日数で除した日平均投入量の年度平均値。

2 リサイクル施設

表 3-13 に不燃性ごみ・粗大ごみ・有害ごみの中間処理施設である「リサイクル施設」の概要、表 3-14 に処理実績を示します。

表 3-13 リサイクル施設の概要

名称	リサイクル施設
所在地	福岡県築上郡築上町大字築城 1784 番地 (築上町清掃センター内)
処理方法	破碎・選別
対象物	不燃性ごみ、びん、かん、粗大ごみ
処理能力	7 t/5 h
竣工	平成 16 年 8 月
運転管理体制	直営

表 3-14 リサイクル施設の処理実績

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	
ごみ投入量* (t/日)	3.7	3.4	3.4	3.4	3.8	
資源化 回収量 (t/年)	鉄類	75	110	96	108	130
	アルミ類	37	37	41	41	48
	びん類、ガラス類	185	155	124	107	133
実働時間 (h/日)	5.2	5.6	5.4	5.3	5.6	

※月間投入量を投入日数で除した日平均投入量の年度平均値。

第7項 最終処分

RDF 不適物や不燃物の処理残渣は、「築上町清掃センター」内の「一般廃棄物最終処分場」において埋立処理を行っています。

1 一般廃棄物最終処分場

表 3-15 に「一般廃棄物最終処分場」の概要、表 3-16 に処理実績を示します。

表 3-15 一般廃棄物最終処分場の概要

名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	福岡県築上郡築上町大字築城 1784 番地（築上町清掃センター内）
埋立方法	準好気性埋立
埋立対象物	RDF 不適物、不燃残渣
埋立地面積	2,571m ²
埋立容積	9,820m ³
埋立期間	平成 12 年 4 月～令和 5 年 3 月（25 ヶ年）
浸出水処理能力	0.5m ³ /日
浸出水処理方式	凝集沈殿方式
跡地利用計画	倉庫
運転管理体制	直営

表 3-16 一般廃棄物最終処分場の処理実績

単位：m³

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
埋立処分量	259	236	292	194	46
覆土量	174	0	0	0	0
累積埋立処分量	3,925	6,075	6,367	6,561	6,607
累積覆土量	1,082	1,004	1,004	1,004	1,004
残余容量	4,813	2,741	2,449	2,255	2,209

第8項 ごみ処理に係る経費

表 3-17 に中間処理施設及び最終処分場におけるごみ処理に係る経費を示します。

本町では、防衛省から交付される「特定防衛施設周辺整備調整交付金」を活用し、施設の維持管理を行っています。

表 3-17 ごみ処理に係る経費

単位：千円/年

区分			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	
建設 改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費	0	0	0	0	0		
合 計			0	0	0	0	0	
処理及 び維持 管理費	人件費	一般職	0	5,810	5,873	16,892	16,349	
		収集運搬	732	549	756	865	750	
		中間処理	20,117	20,440	18,603	22,278	16,931	
		最終処分	0	0	0	0	0	
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	
		中間処理費	250,584	209,929	226,024	184,458	194,888	
		最終処分費	788	1,139	1,597	966	2,158	
	車両購入費			0	0	0	5,177	10,989
	委託費	収集運搬	96,039	96,551	96,036	96,282	97,039	
		中間処理	50,979	45,975	44,502	49,869	51,236	
		最終処分	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査研究費			0	0	0	0	0
	合 計			419,239	380,393	393,391	376,787	390,340
その他			0	0	0	0	0	
合 計			419,239	380,393	393,391	376,787	390,340	

出典：一般廃棄物処理実態調査

第9項 前計画の総括

1 目標の進捗状況

前計画では、「1人1日当たりごみ排出量」、「リサイクル率」の2つの指標に関して数値目標を設定し、達成に向けて、さまざまな施策に取り組んできました。2019（令和元）年度における「1人1日当たりごみ排出量」は897g/人/日、「リサイクル率」は51.7%となっており、引き続きごみの減量化・再資源化の取組を進めていく必要があります。



2 ごみ処理の施策展開

(1) 発生・排出抑制

ごみに関する出前講座の実施や生ごみ処理機の購入者に対する補助金の交付、集団資源回収活動への支援等により、生活系ごみの発生・排出抑制を推進してきました。また、商工会や団体を通じたごみの減量化や適正処理の啓発、多量排出事業者に対する指導に取り組むことで事業系ごみの発生・排出抑制を推進してきました。

(2) 分別排出

ごみの分別・排出方法の指導の徹底、地域と連携したごみステーションの適正な配置等の検討等に取り組んできました。

(3) 収集・運搬

ごみステーションの設置場所や拠点回収所の設置場所、収集方式及び運営体制の見直しを必要に応じて行い、利用しやすい収集・運搬体制づくりに努めてきました。

(4) 中間処理

分別収集を行うことで、再資源化を推進してきました。

(5) 最終処分

ごみの減量化・再資源化の推進や中間処理による最終処分量の減量化を推進し、最終処分場の延命化を図ることを前提として、環境に配慮した適正処分を進めてきました。

第10項 国、福岡県の動向

1 国の動向

(1) 廃棄物処理法に基づく基本方針

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」について、2016（平成28）年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、2015（平成27）年7月17日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」により非常災害時に関する事項を追加することとされたこと等を踏まえ、所要の変更を行いました。

一般廃棄物の減量化の目標については、以下のとおり定めています。

表 3-18 廃棄物の減量化の目標

指標	数値目標	目標年度
一般廃棄物の排出量	2012（平成24）年度比 約12%削減	2020（令和2）年度
再生利用量の割合	約27%	2020（令和2）年度
最終処分量	2012（平成24）年度比 約14%削減	2020（令和2）年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500g/人/日	2020（令和2）年度

(2) 循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成の推進を図るために「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第四次計画」という。）が2018（平成30）年6月に閣議決定されました。

第四次計画では、第三次計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げた以下の7つの方向性が示されています。

- ① 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦ 循環分野における基盤整備

この7つの方向性ごとに、数値目標を設定し、各主体の連携や期待される役割、国が実施すべき取組を記載しています。

表 3-19 第四次計画における指標及び数値目標（一部抜粋）

指標	数値目標	目標年度
1人1日当たりのごみ排出量	約 850g/人/日	2025（令和7）年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人/日	2025（令和7）年度
一般廃棄物の排出量	約 3,800 万トン	2025（令和7）年度
一般廃棄物の最終処分量	約 320 万トン	2025（令和7）年度
家庭系食品ロス量	2000 年度の半減	2030（令和12）年度
出口側の循環利用率*	約 47%	2025（令和7）年度

※出口側の循環利用率＝循環利用量÷廃棄物等発生量

廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。

2 福岡県の動向

福岡県は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき国の基本方針に即して、「福岡県廃棄物処理計画」を定めており、以下の3つの基本方針が示されています。

- ① 循環型社会の構築
- ② 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
- ③ 災害廃棄物の適正処理

また、一般廃棄物及び産業廃棄物の3R（排出抑制・再使用・再生利用）をさらに推進し、廃棄物の適正な処理を確保することにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示しています。

さらに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に記載されている廃棄物の減量化の目標等を参考にしながら、福岡県の廃棄物（処理）の現状や廃棄物の特性に応じ、資源の循環利用を促進するための目標を設定しています。

表 3-20 福岡県廃棄物処理計画における一般廃棄物に関する指標及び数値目標

指標	数値目標	目標年次
ごみ総排出量	2014（平成26）年度比 2%削減	2020（令和2）年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2014（平成26）年度比 1%削減 (538g/人/日)	2020（令和2）年度
再生利用率	23%	2020（令和2）年度
最終処分量	2014（平成26）年度比 2%削減	2020（令和2）年度

第11項 関係法令

1 福岡県の条例等

廃棄物処理等に関する福岡県の条例等は以下のとおりです。

表 3-21 廃棄物処理に関する福岡県の条例等

条例等	交布年	概要
福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	1992年 (平成4年)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の施行について必要な事項を定めるもの。
福岡県ごみ散乱防止条例	1993年 (平成5年)	美観の保持及び快適な県民生活の確保に資するため、県、市町村、県民、事業者及び土地の占有者が連携して、たばこの吸殻、空き缶等のごみの散乱を防止することを目的とした条例。
ごみの散乱防止に関する基本方針	1993年 (平成5年)	福岡県ごみ散乱防止条例に基づき、ごみの散乱防止に関する施策を推進するための基本的事項について定めるもの。

2 築上町の条例等

廃棄物処理等に関する築上町の条例等は以下のとおりです。

表 3-22 廃棄物処理に関する築上町の条例等

条例等	交布年	概要
築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	2006年 (平成18年)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法の規定に基づき、築上町内の廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるもの。
築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	2006年 (平成18年)	築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行に関し、必要な事項を定めるもの。
築上町資源物抜き取り行為禁止に係る指導等実施要綱	2012年 (平成24年)	資源物の抜き取り行為に対して、指導及び警告、町長が行う命令について必要な事項を定めるもの。
築上町ごみ処理場条例	2006年 (平成18年)	ごみ処理場へのごみの搬入等に関する事項を定めるもの。
築上町生ごみ処理機購入補助金交付要綱	2006年 (平成18年)	一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、生ごみ処理機を購入した場合、費用の一部を補助することにより、ごみの減量化及び再生利用の促進を図ることを目的とする。
築上町古紙回収促進補助金交付要綱	2006年 (平成18年)	年々増え続けるごみに対処し、ごみ減量化及び資源の有効利用を図るため、補助金を交付し古紙等の安定回収に努めることを目的とする。

第12項 一般廃棄物処理システムの評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成 25 年 4 月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」に基づき、現状の一般廃棄物処理システムを評価しました。

1 類似町村との比較

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 30 年度実績版）」を用いて、本町と都市形態区分・人口・産業構造が類似している全国の町村（84 町村）の平均と 5 つの指標について比較を実施しました。

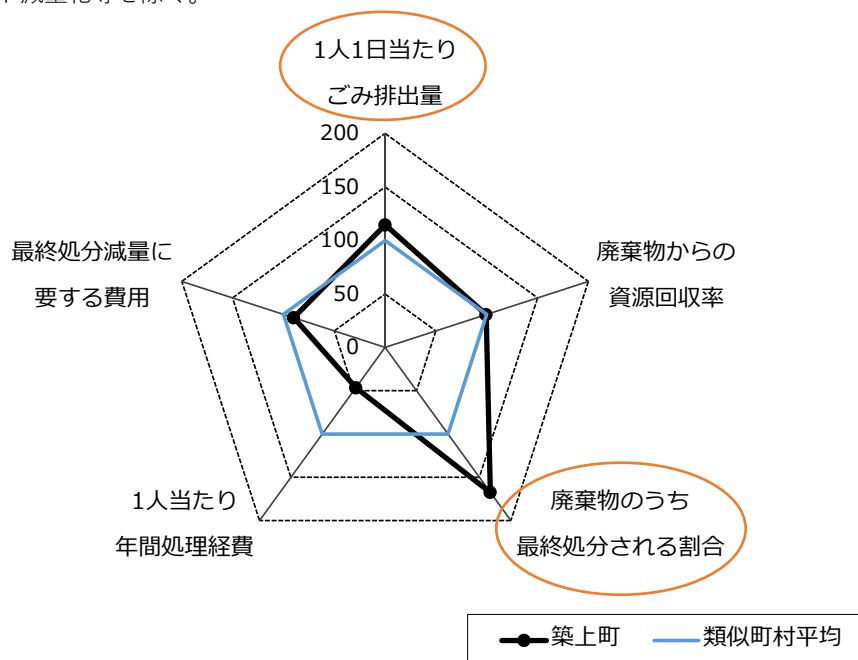
本町は、類似町村と比較して以下の特徴があります。

- ① 1 人 1 日当たりごみ排出量が少ない。
- ② 廃棄物のうち最終処分される割合が低い。
- ③ ごみ処理に係る経費が多い。

表 3-23 類似町村との比較（平成 30 年度実績）

区分	1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人/日)	廃棄物からの資源回収率* (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	1 人当たり年間処理経費 (円/人/年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
築上町	858	16.5	3.3	20,310	48,332
類似町村の平均	914	16.6	10.1	13,740	43,885

※RDF・セメント減量化等を除く。



※類似町村の平均値を 100 とした場合。

※数値が大きいほど良好な状態を示す。（図の丸で囲んだ項目。）

例) 1 人 1 日当たりごみ排出量は、少ないほど良好な状態なので、レーダーチャートの値は大きい。

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 30 年度実績版）

図 3-8 類似町村との比較（平成 30 年度実績）

2 福岡県内町村との比較

「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 30 年度実績版）」を用いて、福岡県内の町村（32 町村）の平均との比較を実施しました。

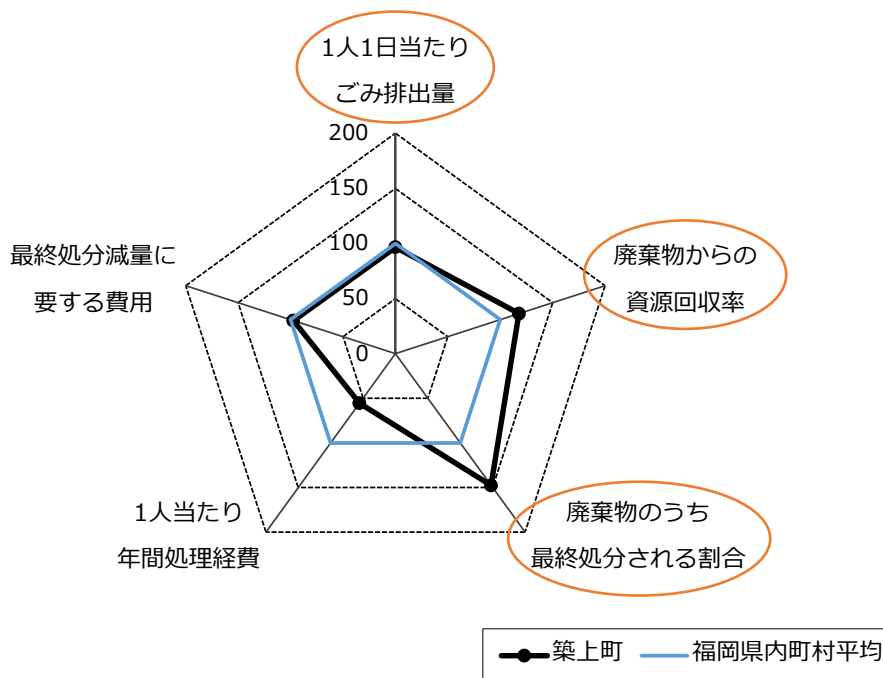
本町は、福岡県内町村と比較して以下の特徴があります。

- ① 1 人 1 日当たりごみ排出量が多い。
- ② 資源回収率が高い。
- ③ 最終処分される割合が低い。
- ④ ごみ処理に係る経費が多い。

表 3-24 福岡県内町村との比較（平成 30 年度実績）

区分	1 人 1 日当たりごみ排出量 (g/人/日)	廃棄物からの資源回収率※ (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	1 人当たり年間処理経費 (円/人/年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
築上町	858	16.5	3.3	20,310	48,332
福岡県内町村の平均	830	14.0	6.3	14,047	47,118

※RDF・セメント減量化等を除く。



※福岡県内町村の平均値を 100 とした場合。

※数値が大きいほど良好な状態を示す。(図の丸で囲んだ項目。)

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成 30 年度実績版）

図 3-9 福岡県内町村との比較（平成 30 年度実績）

第13項 一般廃棄物処理の課題

1 ごみの減量化・再資源化について

本町では、3Rの推進、ごみに関する出前講座の実施、生ごみ処理機の購入者に対する補助金の交付などに取り組み、ごみの減量化・再資源化を推進してきました。

本町のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量は、増加傾向にあります（表 3-1）。

本町のリサイクル率は、全国及び福岡県と比較して、高い値で推移しています（図 3-7）が、減少傾向にあります。

ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量が増加傾向にあることやリサイクル率が減少傾向にあることから、町民や事業者のごみの減量化・再資源化意識の更なる高揚を図る必要があります。

2 ごみの分別について

本町では、町報や町HPでの情報発信等により、ごみの分別・排出方法の指導に取り組んできました。

2015（平成27）年度から2019（令和元）年度に本町の「ごみ固形燃料化施設」に搬入された可燃性ごみの種類組成比を見ると、「紙、布類」の割合が各年度とも最も高くなっています（表 3-2）。また、福岡県平均と比較すると、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」、「木、竹、わら類」、「厨芥類」の割合が高くなっています（表 3-3）。ごみの三成分については、福岡県平均と比較して、「水分」、「可燃分」の割合が高くなっています（表 3-4）。

「紙、布類」には、資源ごみである、新聞・雑誌などの古紙や衣類が含まれている可能性があります。町民・事業者に対し、分別の徹底を啓発していく必要があります。

「厨芥類」には、調理くず以外に、食べ残しや期限切れの食品等本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」が含まれている可能性があります。町民・事業者に対して「食品ロス」の削減を啓発していく必要があります。

また、本町では、可燃性ごみを焼却処分せず、RDF化しています。RDFを製造するためには、ごみを乾燥させ、水分を除去する必要があります。ごみに含まれる水分が多いと、乾燥に使用する燃料消費量も増加し、ごみ処理経費の増加に繋がります。町民や事業者に対し、生ごみの水切りの徹底や、生ごみ処理機の普及を推進していく必要があります。

3 中間処理について

本町には、「ごみ固形燃料化施設」と「リサイクル施設」の2つの中間処理施設があり、どちらの施設も竣工から15年以上経過しています。

住民サービスへの支障を避けるためにも、予備部品の保持等の予防保全に努め、長寿命化を図る必要があります。また、補修等に多額のコストを要するため、計画的な維持管理を行うことで、コストの平準化に取り組むことが必要です。

4 最終処分量について

本町では、ごみの減量化・再資源化を推進し、最終処分量の削減を図っています。

本町の「一般廃棄物処分場」における埋立処分量は減少傾向にありますが（表 3-16）、残余容量には限りがあるため、引き続き、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいく必要があります。

5 ごみ処理経費について

類似町村平均や福岡県内町村平均と比較して高くなっています（表 3-23、表 3-24）。3R の推進により、ごみの減量化・再資源化を図ることで、ごみ処理経費の削減に取り組む必要があります。

第2節 ごみ処理基本計画

第1項 基本方針

現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、人々に物質的な豊かさを与える一方で、地球温暖化、資源の枯渇等の問題を引き起こしています。このような状況の中で、循環型社会の実現のために町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで対応していくことが求められています。

本町は、2011（平成 23）年度に前計画を策定し、町民・事業者・行政が一体となって循環型社会の実現に向け、3R の推進によるごみの排出抑制や再資源化に取り組んできました。

そこで、本計画は、「循環型社会構造の構築」を基本理念とし、前計画に引き続き、町民・事業者・行政が協働して循環型社会の実現に向けた取組を実施します。

第2項 ごみの発生量及び処理量の見通し

1 将来人口の予測

本町の人口の推計結果を表 3-25 に示します。

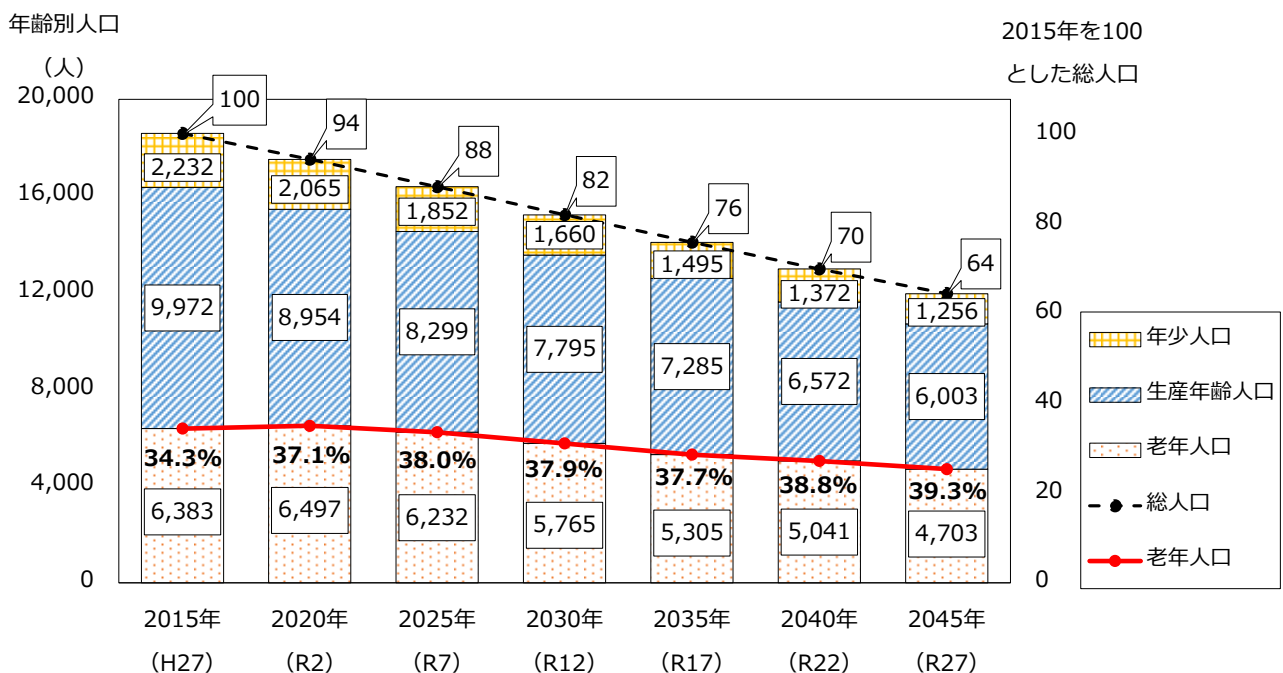
本町の人口は今後も減少傾向が続くと予測されています。また、総人口に占める老年人口（65 歳以上）の割合も増加傾向にあり、2045（令和 27）年には約 40%になると予測されています。

表 3-25 人口の推計結果

単位：人

H27 年度 (実績)	R2 年度	R7 年度	R12 年度	R17 年度	R22 年度	R27 年度
18,587	17,516	16,383	15,220	14,085	12,985	11,962

出典：『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）



出典：『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

図 3-10 将来人口の推移

2 ごみ排出量の予測

現行体制を継続した場合のごみ排出量の将来推計を実施しました（表 3-26）。推計方法は以下のとおりです。

①ごみ総排出量

②生活系ごみ排出量の推計値と③事業系ごみ排出量の推計値を足し合わせた値です。

②生活系ごみ排出量

1人当たり生活系ごみ排出量の過年度実績のトレンド推計値に目標年度（2030（令和12）年度）の人口（表 3-25）を乗じることで推計しました。

③事業系ごみ排出量

過年度実績のトレンド推計値です。

④1人1日当たりごみ排出量

①ごみ総排出量を目標年度（2030（令和12）年度）の人口（表 3-25）と1年間の日数（365日）で除することで推計しました。

表 3-26 ごみ排出量の推計結果

単位：t/年

区分	実績	予測
	R1年度	R12年度（目標年度）
計画収集人口	18,115	15,220
ごみ総排出量	5,947	5,572
生活系ごみ排出量	5,820	5,470
事業系ごみ排出量	127	102
1人1日当たりごみ排出量（g/人/日）	897	1,003

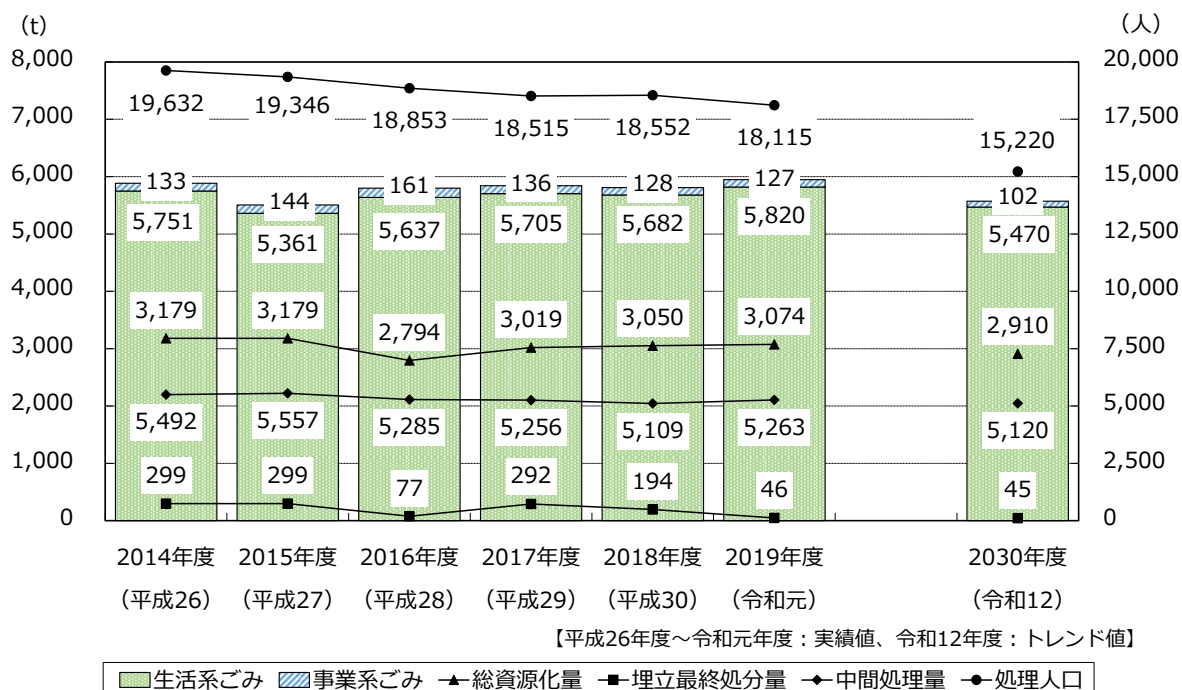


図 3-11 ごみ排出量等のトレンドグラフ

3 減量及び再資源化目標

本町のごみ処理に関する現状を踏まえ、ごみの減量化及び再資源化に関する目標を設定します。

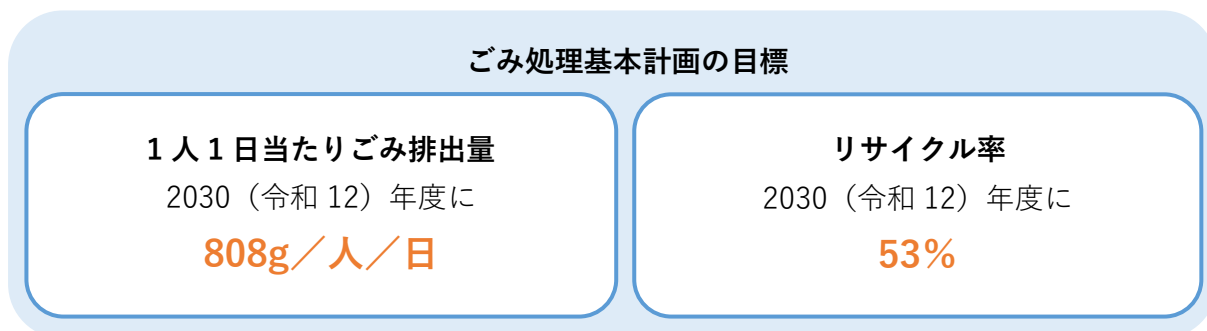


図 3-12 ごみ処理基本計画の目標

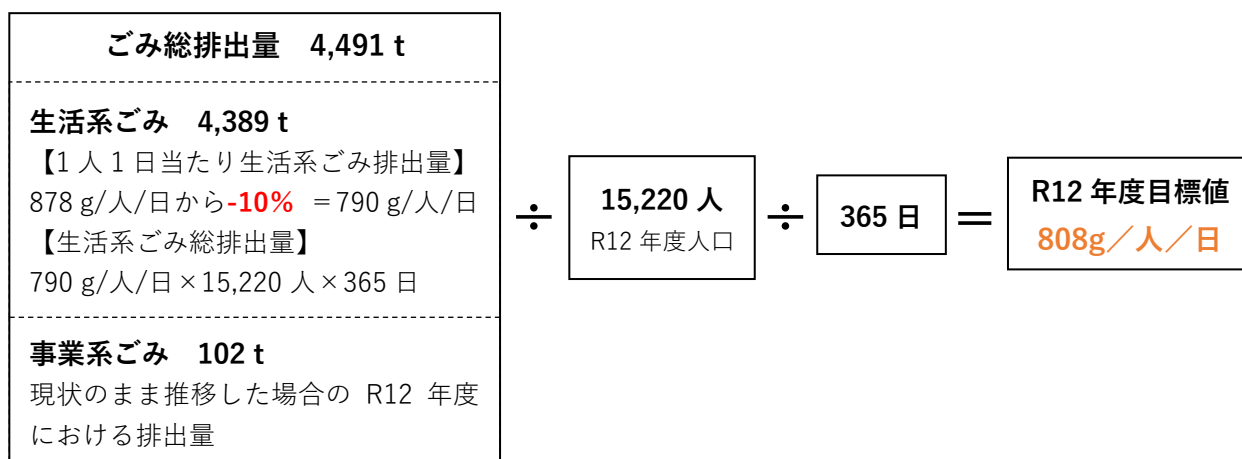
目標値の考え方

①1人1日当たりごみ排出量

本町のごみ排出量は、増加傾向にあります。また、2019（令和元）年度の1人1日当たりごみ排出量は897g/人/日となっており、前計画の目標値を大きく上回っています。

2019（令和元）年度のごみ排出量が増加している要因として、新型コロナウイルスの流行が挙げられます。外出自粛期間中に掃除を行う町民が増加したことやテイクアウトの機会が増え、廃棄される弁当容器等が増加したことにより、本町のごみ排出量が増加していると考えられます。

今後、新型コロナウイルスが本町のごみ排出量に与える影響を予測することは困難であるため、本町では、1人1日当たり生活系ごみ排出量について、年間1%削減することを目指し、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間で、2019（令和元）年度比10%削減することを目指します。また、事業系ごみは、現状のまま推移した場合の目標年度（2030（令和12）年度）における排出量まで削減することを目指します。



②リサイクル率

本町のリサイクル率は、全国、福岡県と比較して高い割合で推移していますが、2019（令和元）年度時点で前計画の目標である53%に到達していないことから、本計画においても53%を設定します。

4 減量及び再資源化対策後のごみ排出量

第4項に示す施策を実施した場合のごみ排出量の推計結果は以下のとおりです。

表 3-27 対策後のごみ排出量

区分	実績	目標年度
	R1 年度	R12 年度
ごみ総排出量 (t/年)	5,947	4,491
1人1日当たりごみ排出量 (g/人/日)	897	808

第3項 ごみの発生・排出抑制

ごみの発生・排出抑制のための施策体系は以下のとおりです。

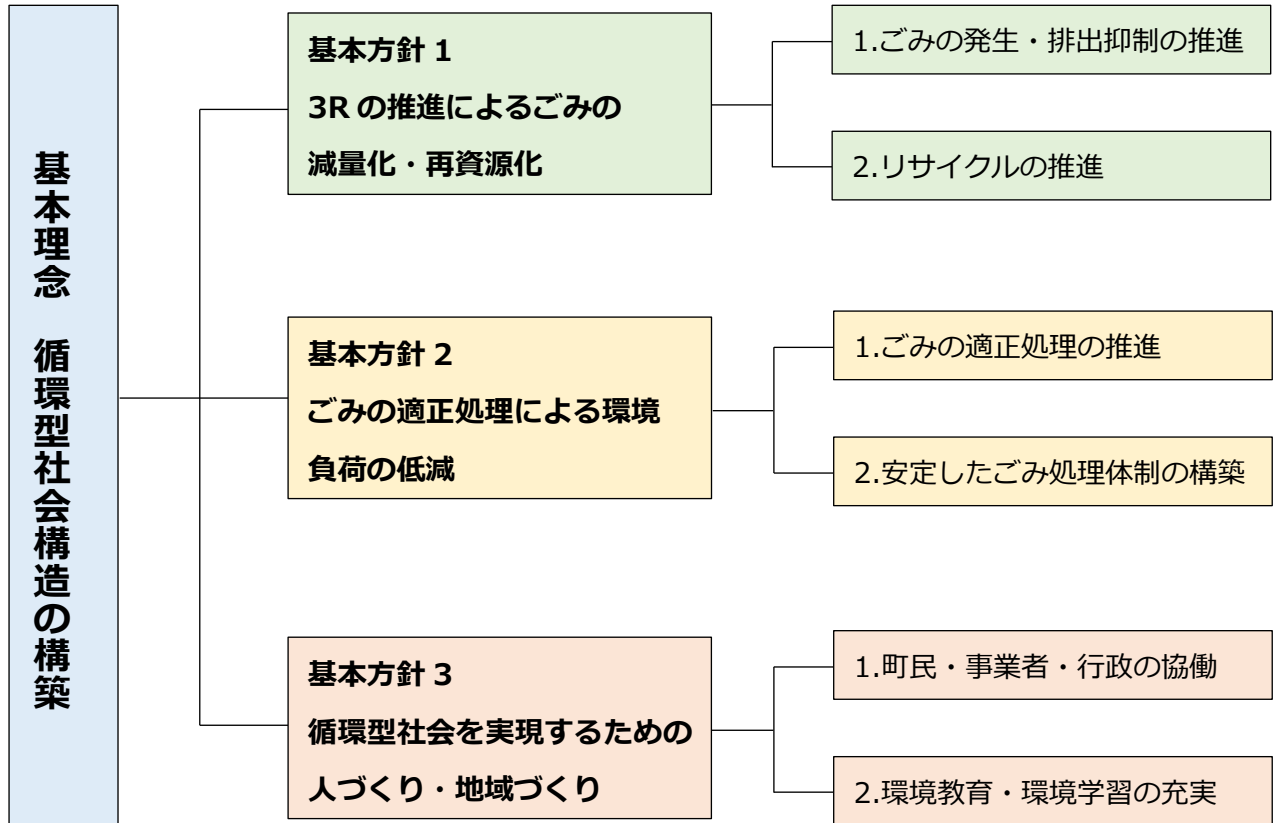


図 3-13 施策体系

第4項 施策の展開

基本方針 1 3R の推進によるごみの減量化・再資源化

(1) 行政の取組

1.ごみの発生・排出抑制の推進

◆生ごみの水切り徹底

生ごみの水切りの効果や水切り専用の道具を使った水切り方法などの情報を発信し、啓発に努めます。

◆生ごみ処理機等の利用促進

築上町生ごみ処理機購入補助金交付要綱に基づき、引き続き生ごみ処理機器の購入者に対し補助金を交付することで、生ごみ処理機等の利用を促進し、生ごみの堆肥化、減量化を図ります。

◆フリーマーケットやバザーに関する情報発信

町内で開催されるフリーマーケットやバザーに関する情報を発信することで、まだ利用できるにも関わらず、不要品として捨てられていたもののリユースを促進します。

◆ワンウェイプラスチック製品の使用削減

ワンウェイプラスチック製品が必要以上に使用・廃棄されないことがないように、マイボトル、マイバック等の使用を呼びかけます。また、イベント等で使用される容器のリユース食器への転換を推進します。

◆食品ロスの削減に関する情報発信

食品ロスの削減に関する先進的な優良事例を収集し、町民・事業者へ情報提供を行うとともに、取組実施に当たっては支援を行います。また、野菜の皮や茎を活用したレシピや余った料理をアレンジしたりメイクレシピなどの食材を無駄にしないレシピを町報や町 HP 等に掲載し、食品ロスの削減を促進します。

◆食品ロス削減運動の普及促進

会食、宴会等の乾杯後 30 分、終了前の 10 分は着席し、食事を楽しむことで、食品ロスの削減を図る「30・10 運動」や、まだ食べられるのに捨てられる食品を引き取り、福祉施設や団体に無償で提供する「フードバンク」、「フードドライブ」の活動を普及促進します。

将来計画

取組	将来計画		
	短期 ～R4 年度	中期 ～R7 年度	長期 ～R12 年度
生ごみの水切り徹底	啓発		
生ごみ処理機等の利用促進	補助金制度実施		
フリーマーケットやバザーに関する情報発信	情報発信		
ワンウェイプラスチック製品の使用削減	啓発		
食品ロスの削減に関する情報発信	情報発信・支援		
食品ロス削減運動の普及促進	普及促進		

2.リサイクルの推進

◆資源物の分別徹底

資源物が可燃性ごみとして排出されないよう、町報や町 HP を活用し、町民・事業者へ分別徹底を啓発します。

◆集団資源回収の促進

PTA や子ども会等の団体による資源回収を促進するため、築上町古紙回収促進補助金交付要綱に基づき、補助金を交付することで活動を支援します。

◆廃食油のリサイクル推進

廃天ぷら油等の廃食油を、灯油・軽油・重油相当の油へ交換する方式などを検討し、リサイクルを推進します。

◆使用済小型家電のリサイクルの推進

2018（平成 30）年 4 月から実施している、公共施設等に回収ボックスを設置し、家庭で利用できなくなった携帯電話やカメラなどの小型家電を再資源化する取組を継続するとともに、取組を周知します。

◆資源物の抜き取り対策

資源物の抜き取りに関して通報があった場合、築上町資源物抜き取り行為禁止に係る指導等実施要綱に基づき、指導を行います。

◆リサイクル製品の率先利用

町役場や公共施設においてリサイクル製品を率先して利用します。また、町民・事業者のリサイクル製品の利用を促進します。

将来計画

取組	将来計画		
	短期 ～R4 年度	中期 ～R7 年度	長期 ～R12 年度
資源物の分別徹底	啓発		
集団資源回収の促進	補助金制度実施		
廃食油のリサイクル推進	調査・研究		実施
使用済小型家電のリサイクルの推進	継続・周知		
資源物の抜き取り対策	指導		
リサイクル製品の率先利用	実施		

(2) 町民の取組

1. ごみの発生・排出抑制の推進

- ◆生ごみの水切りを徹底します。
- ◆補助金を活用し、生ごみ処理機を導入することで、生ごみの減量に努めます。
- ◆フリーマーケットやバザーを活用して、まだ使用できる不要品を必要な人に譲ります。
- ◆ワンウェイプラスチックの使用を控え、マイバック、マイボトル等を使用するよう努めます。
- ◆必要な量を購入するようにし、食べられる食材・食品を捨てることのないようにします。
- ◆食事は食べきれぬ量だけ作り、食べ残しを減らします。
- ◆外食時は適量注文する、会食や宴会で「30・10 運動」を実践することを心がけます。
- ◆フードドライブの活動に参加します。

2. リサイクルの推進

- ◆リサイクルしやすい商品を購入するよう心がけます。
- ◆可燃性ごみのごみ袋に資源ごみが混入しないよう、分別を徹底します。
- ◆PTA や子ども会等の団体が実施する集団資源回収に協力します。
- ◆使用済小型家電は、公共施設等に設置されている回収ボックスに出し、リサイクルします。
- ◆資源物の抜き取りを発見したら、役場に通報します。

(3) 事業者の取組

1. ごみの発生・排出抑制の推進

- ◆繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品等の開発・生産・販売に努めます。
- ◆原料や製造工程の工夫により、生産過程に発生するごみの減量に努めます。
- ◆包装や梱包の簡素化に努めます。
- ◆使い捨て容器や使い捨ての食器の使用を抑制します。
- ◆ペーパーレス化の推進や裏紙の有効活用で、紙の使用量を削減します。
- ◆会食、宴会時の食べ残しを減らすための「30・10 運動」を促進します。
- ◆標準より量が少ない食べきりメニュー、量の調整ができるメニューなどの提供を検討します。
- ◆フードバンクの活動に参加します。

2. リサイクルの推進

- ◆OA 用紙やシュレッダーごみ、ダンボール等の資源物をリサイクル業者回収に出すことを検討します。
- ◆食品リサイクル法に基づき食品廃棄物の資源化を推進します。
- ◆資源物の店頭回収の実施を検討します。
- ◆製品の原材料に再生資源を活用します。また、リサイクルしやすい商品の等の開発・生産・販売に努めます。

基本方針 2 ごみの適正処理による環境負荷の低減

(1) 行政の取組

1. ごみの適正処理の推進			
<p>◆ごみの正しい分別の促進 ごみの分別ルールが守られていない世帯・事業者への指導を行います。 また、「ごみ固形燃料化施設」に搬入される可燃性ごみについてごみ質調査を継続して実施し、分別の実態を把握します。</p>			
<p>◆ごみ処理手数料有料化の継続 ごみの減量化や分別意識の向上、ごみ排出量に応じた負担の公平化のため、ごみ処理手数料の有料化を継続します。また、状況に応じ、町指定家庭ごみ袋の価格の見直しを検討します。</p>			
<p>◆不法投棄の防止 町民や各種団体等の協力を得ながら、県・警察・関係機関との連絡を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化していきます。</p>			
<p>◆野外焼却の防止 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一部の例外を除き廃棄物の野外での焼却が禁止されています。生活環境を保全するため、今後も遵守されるよう啓発と指導に努めていきます。</p>			
<p>◆事業系ごみの排出実態の把握 事業系ごみ排出事業者の排出量及び排出実態の把握に努めます。また、産業廃棄物が一般廃棄物として排出されることがないように、事業者への指導を徹底し、ごみが適正に分別されていない場合などは、搬入を規制することも検討します。</p>			
<p>◆在宅医療廃棄物の処理 在宅医療廃棄物の適正処理を推進するため、関係機関と連携して周知・啓発を図ります。</p>			
将来計画			
取組	短期 ～R4 年度	中期 ～R7 年度	長期 ～R12 年度
ごみの正しい分別の促進	調査・指導	→	
ごみ処理手数料有料化の継続	継続・見直し	→	
不法投棄の防止	実施	→	
野外焼却の防止	啓発・指導	→	
事業系ごみの排出実態の把握	調査・指導	→	
在宅医療廃棄物の処理	周知・啓発	→	

2. 安定したごみ処理体制の構築

◆収集・運搬体制の整備

ごみの収集・運搬を確実に実施するため、安全性と安定性を確保しながら、効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。また、収集・運搬時に排出される温室効果ガスの低減についても考慮しながら、整備を進めます。

◆ごみ出し支援の促進

高齢や要介護状態によるごみ等の排出が困難な世帯に対して、家族、親戚による「自助」、地域住民の「共助」を促進します。また、「公助」として、戸別回収の実施を検討します。

◆中間処理施設の長寿命化

「ごみ固形燃料化施設」及び「リサイクル施設」の定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、施設の長寿命化を図ります。

◆最終処分場の適正な維持管理

「一般廃棄物最終処分場」を適正に維持管理し、周辺環境の保全に努めます。

◆最終処分場の延命化

最終処分場の残余容量には限りがあるため、3R を推進することで、埋立処分するごみを減量し、既存の最終処分場の延命化を図ります。

将来計画

取組	短期	中期	長期
	～R4 年度	～R7 年度	～R12 年度
収集・運搬体制の整備	整備		
ごみ出し支援の促進	促進		
中間処理施設の長寿命化	実施		
最終処分場の適正な維持管理	実施		
最終処分場の延命化	実施		

(2) 町民の取組

1. ごみの適正処理の推進

- ◆ごみの分別ルールを守ります。
- ◆ごみは、町指定のごみ袋に入れ、決められた日にごみステーションへ出します。
- ◆ポイ捨てや不法投棄はしません。
- ◆ごみを野外焼却しません。
- ◆収集できないごみをごみステーションに出しません。
- ◆在宅医療廃棄物の処理ルールを守ります。

2. 安定したごみ処理体制の構築

- ◆高齢や要介護状態等の理由でごみ出しが困難な世帯をサポートします。
- ◆3Rに取り組み、最終処分されるごみを減量します。

(3) 事業者の取組

1. ごみの適正処理の推進

- ◆一般廃棄物と産業廃棄物の区分を遵守します。
- ◆不法投棄はしません。
- ◆ごみを野外焼却しません。

2. 安定したごみ処理体制の構築

- ◆ごみの収集は、安全性に配慮し、周辺住民の迷惑にならないよう努めます。
- ◆ごみ収集車に環境性能に優れた次世代自動車を導入することを検討します。
- ◆3Rに取り組み、最終処分されるごみを減量します。

基本方針 3 循環型社会を実現するための人づくり・地域づくり

(1) 行政の取組

1. 町民・事業者・行政の協働			
◆ ごみステーションの配置等の検討 ごみステーションの適正な配置等を地域と連携し、検討します。			
◆ 地域全体でのライフスタイルの見直し 町民・事業者に対し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイル・ビジネススタイルを見直すよう、啓発します。行政は本計画の目標達成に向けた各種施策を実施することによって、ごみの排出を抑制し、資源の有効利用やリサイクルを基本とした循環型社会を構築することを目指します。			
◆ 3R を推進する体制の構築 3R を適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織・拠点づくりを検討します。また、3R などに積極的に取り組んでいる団体や事業者を町報、町 HP などで紹介し、ごみ問題への意識の向上と取組の促進に努めます。			
◆ 店頭における資源回収の促進 食品トレーや牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するよう、事業者への要請を検討します。また、町民の店頭回収の利用を促進するため、実施店舗の情報発信に努めます。			
◆ 環境美化運動の推進 美しい環境を保つためには、一人ひとりのモラルを高める必要があることから、自治会・町民・団体・事業者等と協力し、環境美化運動を推進します。			
◆ 不法投棄の監視体制の強化 町民・団体・事業者などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努めます。また、地域の自治会と協働で不法投棄防止に係る意識啓発を行います。			
将来計画			
取組	短期 ～R4 年度	中期 ～R7 年度	長期 ～R12 年度
ごみステーションの配置等の検討	情報収集	→	
地域全体でのライフスタイルの見直し	啓発・施策の実施	→	
3R を推進する体制の構築	構築 →	推進 →	
店頭における資源回収の促進	検討 →	要請 →	
環境美化運動の推進	推進	→	
不法投棄の監視体制の強化	実施	→	

2. 環境教育・環境学習の充実

◆情報提供の充実

町報、町内会回覧、町 HP、SNS 等を利用して、町民や事業者へのごみに関する情報提供を積極的に行います。また、町内外の環境やごみに関するイベントの情報を発信し、町民・事業者の参加を促進することで、環境問題に関心を持つ人づくりを促進します。

◆ごみに関する出前講座の開催

町内会や PTA などの要請を受け、ごみに関する出前講座を開催します。

◆ごみ処理施設の見学会の実施

ごみ処理施設等の見学会を実施し、分別収集やごみ処理の現状についての理解を促進します。

◆リサイクルプラザの活用

環境活動の拠点である「リサイクルプラザ」での古布リサイクル裁縫や廃食油石けん作り、エコクッキング等の体験講座を継続し、ごみや環境問題への意識を育みます。

◆幼稚園、小・中学校などにおける環境教育の充実

ごみ問題の意識改革には子どものころからの教育が重要なことから、成長段階に応じた環境教育の取組を支援します。

◆イベントを活用した環境意識の向上

各部局が主催するイベント等と連携し、町民・事業者の環境意識の向上を図ります。また、イベント等で、分別区分ごとのごみ箱を設置し、分別意識の向上を図ります。

将来計画

取組	短期 ～R4 年度	中期 ～R7 年度	長期 ～R12 年度
情報提供の充実	実施		
ごみに関する出前講座の開催	実施		
ごみ処理施設の見学会の実施	体制整備	実施	
リサイクルプラザの活用	継続		
幼稚園、小・中学校などにおける環境教育の充実	支援		
イベントを活用した環境意識の向上	実施		

(2) 町民の取組

1. 町民・事業者・行政の協働

- ◆環境に配慮したライフスタイルで生活しているか見直し、必要に応じて改善します。
- ◆3R の取組事例を調べ、自らが取り組む 3R の参考にします。
- ◆環境美化運動に積極的に参加し、ごみを捨てづらい環境づくりに取り組みます。
- ◆不法投棄を発見したら、役場や警察へ通報します。

2. 環境教育・環境学習の充実

- ◆町報、町内会回覧、町 HP、SNS 等でごみに関する情報を入手します。
- ◆町内外の環境やごみに関するイベントに積極的に参加します。
- ◆ごみの出前講座に参加します。
- ◆ごみ処理施設の見学会に参加し、ごみ処理に関する理解を深めます。
- ◆リサイクルプラザで開催される体験教室に参加します。

(3) 事業者の取組

1. 町民・事業者・行政の協働

- ◆環境に配慮したビジネススタイルで事業活動を行っているか見直し、必要に応じて改善します。
- ◆行政から要請を受けた場合、資源物の店頭回収の推進・拡大を検討します。
- ◆資源物の店頭回収に関する情報を行政と協力し発信します。
- ◆3R の取組事例を調べ、自らが取り組む 3R の参考にします。
- ◆環境美化運動に積極的に参加し、ごみを捨てづらい環境づくりに取り組みます。
- ◆不法投棄を発見したら、役場や警察へ通報します。

2. 環境教育・環境学習の充実

- ◆町報、町内会回覧、町 HP、SNS 等でごみに関する情報を入手します。
- ◆町内外の環境やごみに関するイベントに積極的に参加します。
- ◆ごみや環境問題に対する意識の向上を図るため、従業員に対し、環境教育を実施します。
- ◆ごみや環境に関する講習会、研修会等に参加します。

第5項 ごみの適正処理に関する基本的事項

1 収集・運搬計画

(1) 計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における町民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障がないよう、中間処理施設や最終処分場まで搬入する手段として位置付けられます。町民のサービスや経済性を考慮し、効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。

(2) 収集区域

収集区域は、町内全域とします。

(3) 収集対象物

本町から排出されるごみについて、可燃性ごみ・不燃性ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみの区分で分別収集を行います。さらに、再資源化を推進するため、現在可燃性ごみとして収集しているペットボトルについて、新たに分別収集を実施します。

分別基準等は、町がマニュアル等を作成することで、町民に対して周知徹底を図ります。

(4) 収集・運搬体制

目標年度（2030（令和12）年度）における収集・運搬体制は以下のとおりです。

表 3-28 収集回数及び収集・運搬体制

区分		収集回数		収集方法	収集運搬	
		椎田地区	築城地区			
生活系ごみ	可燃性ごみ	週2回	週2回	ステーション・個別	委託	
	分別収集ごみ	不燃性ごみ（その他類）	週1回			週1回
		不燃性ごみ（飲食料用のびん）	週1回			月3回
		不燃性ごみ（飲食料用のかん）	週1回			週1回
		資源ごみ	週1回			週1回
		ペットボトル	週1回			週1回
		粗大ごみ（可燃）	年6回 （偶数月）			年6回 （偶数月）
		粗大ごみ（不燃）	年6回 （偶数月）			年6回 （奇数月）
有害ごみ	随時	随時				
事業系ごみ		随時	随時	個別	委託	
直接搬入		随時	随時	—	排出者	

(5) 収集・運搬量

現状のまま推移した場合の目標年度（2030（令和12）年度）における収集・運搬量は以下のとおりです。

表 3-29 収集・運搬量

区分	実績	目標年度
	R1 年度	R12 年度
収集・運搬量 (t/年)	5,774	5,410

(6) 事業系ごみの収集・運搬体制

事業系ごみは、許可業者による収集または処理施設等への自己搬入とします。

2 中間処理計画

(1) 計画目標

中間処理は、搬入されたごみはその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に処理することで、減容化と再資源化を行い最終処分場への負担を軽減するために実施されます。

本町では、現在の分別区分に加え、可燃性ごみとして収集しているペットボトルを分別収集することで、再資源化を推進します。

また、安全で安定的なごみ処理を実施するため、資源ごみや粗大ごみの一時保管施設であるストックヤードの整備を予定しています。

(2) 中間処理方法

中間処理方法を以下に示します。

表 3-30 中間処理方法

区分	処理方法
可燃性ごみ	RDF 化
かん	選別・圧縮・保管
びん	選別・保管
資源ごみ	選別・圧縮・梱包・保管
ペットボトル	選別・圧縮・保管
粗大ごみ	破碎・選別
有害ごみ	保管

(3) 中間処理量

現状のまま推移した場合の目標年度（2030（令和12）年度）における中間処理量は以下のとおりです。

表 3-31 目標年度における中間処理量

区分	実績	目標年度
	R1 年度	R12 年度
中間処理量 (t/年)	5,263	5,120

3 最終処分計画

(1) 計画目標

最終処分場は、自然界の代謝機能を利用してごみを安定化・無害化する施設です。本町では、排出抑制・資源化施策の実施や中間処理によって、最終処分量の減量を図っています。また、中間処理後の処理残渣についても適正な最終処分を行っています。

今後も、ごみの減量化・再資源化の推進や中間処理により、最終処分量の減容化を推進することで最終処分場の延命化を図るとともに、環境保全に配慮した適正な処理や施設の維持管理に努めます。

(2) 最終処分方法

最終処分場において埋立処分を実施します。

(3) 最終処分量

現状のまま推移した場合の目標年度（2030（令和12）年度）における最終処分量は以下のとおりです。

表 3-32 目標年度における最終処分量

単位：m³

区分	実績	目標年度
	R1 年度	R12 年度
埋立処分量	46	45

第4章 生活排水処理基本計画編

第1節 生活排水処理の現況

第1項 生活排水の排出状況

1 生活排水処理の現況

本町で排出されるし尿・浄化槽汚泥は、収集・運搬の許可業者によって、「築上町有機液肥製造施設」、「築上町第2有機液肥製造施設」に搬入され、処理されています。

また、下水道に接続している家庭・事業者の生活排水は、「築上町椎田浄化センター」、「築城浄化センター」、「椎田北部浄化センター（輪生館）」、「西高塚地区排水処理場」で処理されています。

2 処理形態別人口

本町の処理形態別人口は表 4-1 のとおりです。

2015（平成 27）年度から 2019（令和元）年度にかけて下水道人口が増加しています。

生活排水処理率は、2015（平成 27）年度から 2018（平成 30）年度にかけて増加傾向にありましたが、2019（令和元）年度に減少しています。

表 4-1 生活排水の処理形態別人口の内訳

単位：人

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
計画処理区域内人口	19,346	18,853	18,515	18,552	18,115
水洗化・生活雑排水*処理人口	8,706	8,888	9,020	9,771	9,074
下水道人口	2,889	3,122	3,369	3,670	3,798
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	5,817	5,766	5,651	6,101	5,276
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	128	128	128	128	128
非水洗化人口	10,512	9,837	9,367	8,653	8,913
生活排水処理率（％）	45.0%	47.1%	48.7%	52.7%	50.1%
生活排水処理率（％） （単独処理浄化槽人口含む）	45.7%	47.8%	49.4%	53.4%	50.8%

※生活雑排水：生活排水のうち、し尿を除いた、台所、洗濯、風呂などからの排水。

出典：一般廃棄物処理実態調査

3 生活排水処理施設の整備状況

本町の生活排水処理施設の整備状況は以下のとおりです。

表 4-2 生活排水処理施設の概要

施設名称	処理方式	処理能力	供用開始
築上町有機液肥製造施設	好気的高温発酵処理方式	18.7 kl/日	1994年 (平成6)
築上町第2有機液肥製造施設	好気的高温発酵処理方式	19.52 kl/日	2017年 (平成29)
築上町椎田浄化センター	下水：オキシデーショントイッチ法 汚泥：機械濃縮	800 m ³ /日	2013年 (平成25)
築城浄化センター	下水：オキシデーショントイッチ法 汚泥：機械脱水	1,300 m ³ /日	2006年 (平成18)
椎田北部浄化センター (輪生館)	JARUS-X IV _H 型	1,159 m ³ /日	2005年 (平成17)
西高塚地区排水処理場	JARUS-III型	435 m ³ /日	1994年 (平成6)

4 種類別生活排水処理の実績

本町で排出されるし尿・浄化槽汚泥のうち、自家処理(し尿)を除くし尿・浄化槽汚泥は、「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第2有機液肥製造施設」で液肥として製造処理されており、製造された液肥は、農地へ散布されます。

下水道管を通して流入する生活排水を処理している「築城浄化センター」では、処理に伴い発生する脱水汚泥を、セメントの原料としてリサイクルしています。また、「椎田北部浄化センター(輪生館)」では、処理に伴い発生する浄化槽汚泥を堆肥化しています。

本町で排出されるし尿、浄化槽汚泥の全量が液肥・堆肥、セメント原料として再利用されています。また、「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第2有機液肥製造施設」で発生した処理残渣は、「ごみ固形燃料化施設」において、RDF化されており、最終処分は行われていません。

表 4-3 し尿・浄化槽汚泥の排出量(処理量)

単位：kl/年

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
し尿	11,028	10,242	9,898	9,553	9,548
液肥処理	10,953	10,165	9,821	9,476	9,471
自家処理	75	77	77	77	77
浄化槽汚泥	4,108	4,397	4,296	4,349	4,506
合計	15,136	14,639	14,194	13,902	14,054

出典：一般廃棄物処理実態調査

第2項 生活排水処理の体制

1 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は以下のとおりです。

表 4-4 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	築上町

2 現有施設の現況

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の清掃は、許可業者が実施しています。

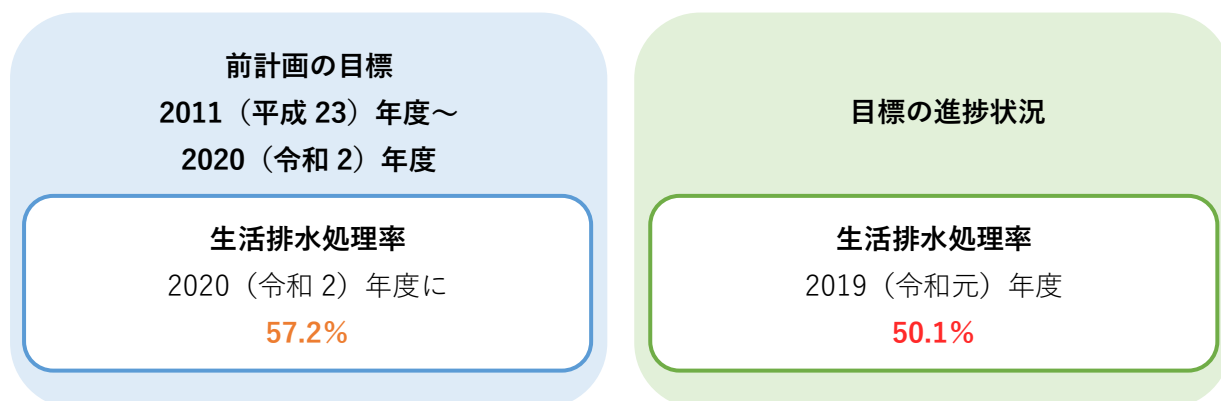
本町で排出されたし尿・浄化槽汚泥が搬入される「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第2有機液肥製造施設」は、築上町が運営・維持管理を行っています。

下水道に接続している家庭及び事業者の生活排水を処理している「築上町椎田浄化センター」、「築城浄化センター」、「椎田北部浄化センター（輪生館）」、「西高塚地区排水処理場」の運営・維持管理は、業者に委託されています。

第3項 前計画の総括

1 目標の進捗状況

前計画では、「生活排水処理率」に関して数値目標を設定し、達成に向け、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に取り組んできました。2019（令和元）年度の生活排水処理率は50.1%となっており、今後も生活排水処理率の向上に向けた取り組みを推進していく必要があります。



2 生活排水処理の施策展開

(1) 発生・排出抑制

本町では、公共下水道の整備や単独処理浄化槽及びし尿の汲み取りによる処理から合併処理浄化槽への転換を推進することで、未処理のまま放流される生活排水の発生を抑制してきました。また、「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第2有機液肥製造施設」においてし尿・浄化槽汚泥を液肥化、「椎田北部浄化センター（輪生館）」において汚泥を堆肥化するなど、し尿・浄化槽汚泥の再資源化に取り組んでいます。

(2) 啓発活動

生活排水処理率の向上を目指し、町民への啓発活動や情報提供を実施するとともに、浄化槽維持管理の不徹底や生活雑排水の未処理放流に対する指導に取り組んできました。

第4項 生活排水処理の課題

1 生活排水処理率について

本町では、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の普及促進により、生活排水処理率の向上に取り組んできました。2019（令和元）年度の生活排水処理率は、50.1%で、一部の生活排水は未処理のまま河川等に放流されています。生活環境や水環境の保全のために、公共下水道や合併処理浄化槽の整備をより一層推進していく必要があります。

2 生活排水処理施設について

今後、公共下水道や合併処理浄化槽の整備費用に加え、現有施設の補修費用等が発生することが予想されます。住民サービスへの支障を避けるため、予備部品の保持等の予防保全に努め、長寿命化を図るとともに、計画的な維持管理を行うことで、補修等のコストの平準化に取り組むことが必要です。

第5項 生活排水の発生量及び処理量の見通し

1 将来人口の予測

本町の人口の推計結果を表 4-5 に示します。

表 4-5 人口の推計結果

単位：人

H27 年度 (実績)	R2 年度	R7 年度	R12 年度	R17 年度	R22 年度	R27 年度
18,587	17,516	16,383	15,220	14,085	12,985	11,962

出典：『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）

2 生活排水排出量の予測

(1) 処理形態別収集人口

目標年度（2030（令和12）年度）における生活排水の処理形態別人口の将来推計を実施しました（表4-6）。推計方法は以下のとおりです。

①下水道人口

生活排水処理施設整備計画（表4-9）の認可区域の整備が完了し、目標年度（2030（令和12）年度）には、認可区域内に居住する町民全てが下水道に接続していると仮定した場合の人口です。

②コミュニティプラント人口

過年度実績がないため、0人としました。

③単独処理浄化槽人口

2019（令和元）年度人口が維持されることとしました。

④合併処理浄化槽人口

計画処理区域内人口から①下水道人口、②コミュニティプラント人口、③単独処理浄化槽人口、⑤非水洗化人口を除いた値です。

⑤非水洗化人口

生活雑排水未処理人口の過年度実績に基づくトレンド推計値から、③単独処理浄化槽人口を除いた値です。

表 4-6 生活排水の処理形態別人口の推計結果

単位：人

区分	実績	予測
	R1 年度	R12 年度（目標年度）
計画処理区域内人口	18,115	15,220
下水道人口	3,798	6,280
コミュニティプラント人口	0	0
合併処理浄化槽人口	5,276	3,805
単独処理浄化槽人口	128	128
非水洗化人口	8,913	5,007

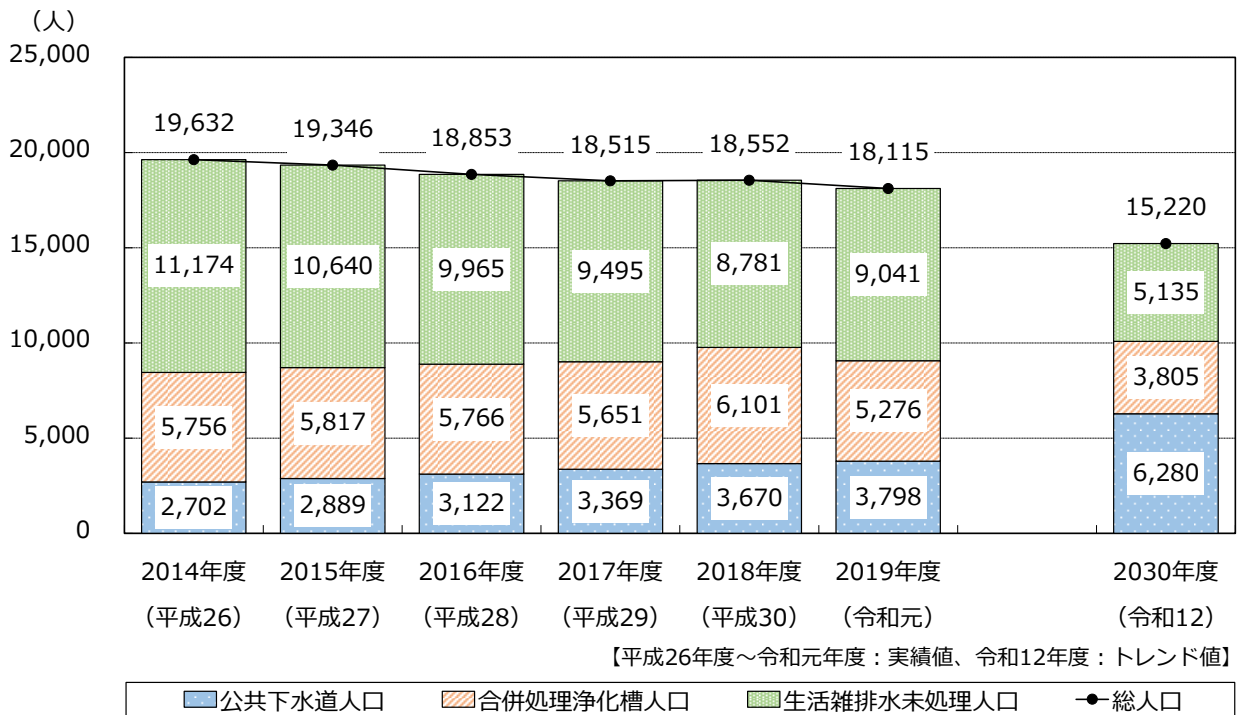


図 4-1 処理形態別人口のトレンドグラフ

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出量

し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計を実施しました(表 4-7)。推計方法は以下のとおりです。

①し尿

2019(令和元)年度の「非水洗化人口」1人当たりのし尿排出量に「非水洗化人口」の将来推計人口(表 4-6)を乗じることで推計しました。

②浄化槽汚泥

2019(令和元)年度の「合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口」1人当たりの浄化槽汚泥排出量に「合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口」の将来推計人口(表 4-6)を乗じることで推計しました。

表 4-7 し尿・浄化槽汚泥排出量の推計結果

単位：kl/年

区分	実績	予測
	R1 年度	R12 年度 (目標年度)
し尿	9,548	5,364
浄化槽汚泥	4,506	3,279
合計	14,054	8,643

第2節 生活排水処理基本計画

第1項 基本方針

1 生活排水処理に係る理念及び基本方針

本町は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進により、生活排水の適正な処理を進めてきました。一方で、2019（令和元）年度の生活排水処理率は、50.1%となっており、一部の生活排水は未処理のまま河川等に放流されています。未処理のまま河川等に排出された生活排水は、河川等の水質汚濁の原因となります。このため、引き続き、公共下水道の計画的な整備や合併処理浄化槽の普及促進などにより生活排水処理対策を推進することで、生活環境の向上や河川水質の保全を図ります。

2 生活排水処理施設の整備に係る基本方針

生活排水対策の基本として、公共下水道整備を進め、地理的、財政的な制約等により下水道の整備が当分望めない地域では、合併処理浄化槽の設置促進、水質浄化意識の高揚を図るとともに、生活排水処理施設の整備を計画していきます。

(1) 公共下水道整備の推進

公共下水道の事業認可区域内の整備完了に向けて事業を推進します。また、供用開始区域内の未接続世帯について、早期に接続するよう啓発を行います。

(2) 合併処理浄化槽の普及

下水道計画区域外の地域で、単独処理浄化槽及びし尿の汲み取りによる処理を行っている地域については、合併処理浄化槽への転換を図ります。また、浄化槽維持管理の不徹底による水質汚濁を防止するため、関係業者と協議しながら、浄化槽設置者への指導に努めます。

(3) 再資源化の推進

し尿や生活排水処理に伴い発生する汚泥を原料として液肥を製造し、農業に活用するなど、し尿・汚泥の再資源化を推進します。

(4) 水環境保全意識の高揚

生活排水処理対策が果たす役割や効果、生活排水の適正処理の必要性についての情報を発信することで、町民や事業者一人一人の水環境の保全意識の高揚を図ります。

第2項 生活排水の処理計画

1 排水の目標

本町の生活排水処理に関する現状を踏まえ、生活排水処理率についての目標を設定します。

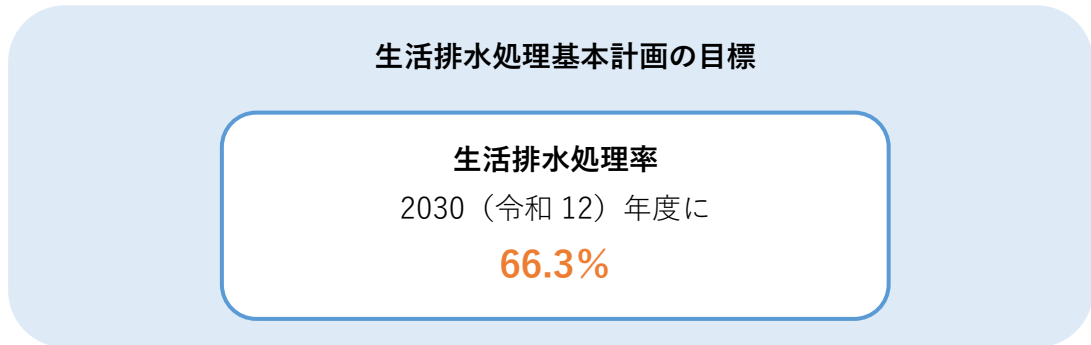


図 4-2 生活排水処理基本計画の目標

表 4-8 目標達成後の処理形態別人口

単位：人

区分	実績	目標年度
	R1 年度	R12 年度
計画処理区域内人口	18,115	15,220
水洗化・生活雑排水処理人口	9,074	10,085
下水道人口	3,798	6,280
コミュニティプラント人口	0	0
合併処理浄化槽人口	5,276	3,805
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	128	128
非水洗化人口	8,913	5,007
生活排水処理率（％）	50.1%	66.3%
生活排水処理率（％） （単独処理浄化槽人口含む）	50.8%	67.1%

2 生活排水を処理する区域及び人口等

(1) 下水道の推進区域

2町の合併に伴い、旧行政区域界にとらわれることなく、広域的な観点から町内全域を対象に、公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の汚水処理施設整備事業で、各整備手法の有する特性及び水質保全効果、経済性や地域の実情等を総合的に勘案し、一層の効率的な下水道の整備を図っていきます。

公共下水道区域の築城処理区においては、2018（平成30）年度に全体計画を見直し、計画区域93ha、計画人口2,800人、計画目標年次は2027（令和9）年度となっています。

公共下水道区域の椎田処理区においては、2018（平成30）年度に全体計画を見直し、計画区域97ha、計画人口3,000人、計画目標年次は2027（令和9）年度となっています。

(2) 合併処理浄化槽の推進区域

下水道計画区域以外の地域。（下水道法第4条第1項の認可を受けた地域を除く）

(3) 生活排水処理施設整備計画の概要

生活排水処理施設整備計画の概要を以下に示します。

表 4-9 生活排水処理施設整備計画の概要

処理区		計画区分	計画処理人口	整備完了予定年度	事業費見込
公共下水道	築城処理区	全体計画	2,800	2027（令和9）年度	4,992百万円
		認可区域	3,300	2020（令和2）年度	4,552百万円
	椎田処理区	全体計画	3,000	2027（令和9）年度	4,374百万円
		認可区域	2,980	2020（令和2）年度	4,343百万円
	合 計	全体計画	5,800		9,366百万円
		認可区域	6,280		8,895百万円
合併処理浄化槽		町内全域 （上記事業区域を除く）		2011（平成23）年度 ～ 2025（令和7）年度	193百万円

第3項 生活排水排出抑制及び再資源化計画

1 行政の取組

公共下水道
◆公共下水道の整備 生活排水処理施設整備計画に基づき、公共下水道計画区域内の整備を継続して実施します。
◆下水道未接続者に対する啓発 公共下水道供用開始区域で、早期に接続率を 100% とするため、未接続者に対する啓発活動に取り組みます。
合併処理浄化槽
◆合併処理浄化槽への転換促進 公共下水道区域外の地域において、単独処理浄化槽やし尿の汲取りによる処理から合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付します。
◆適正な管理方法の啓発 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適正な管理方法を町報や町 HP 等を利用し、発信します。併せて、生活排水処理の重要性や家庭でできる生活排水対策に関する情報を発信し、町民や事業者の環境保全意識の向上を図ります。
生活排水処理施設
◆施設の適正な維持管理 町内にある 6 つの生活排水処理施設について、予備部品の保持等の予防保全に努め、長寿命化を図るとともに、計画的な維持管理を行うことで、補修等のコストの平準化に取り組みます。
◆し尿・浄化槽汚泥の循環利用 「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第 2 有機液肥製造施設」において、し尿・浄化槽汚泥を液肥として製造処理することで、再資源化を推進します。また、下水道管を通して流入する生活排水の処理に伴い発生する汚泥を、セメント原料や堆肥として再利用します。

2 町民の取組

公共下水道
◆下水道の供用が開始している区域の場合、早期に接続するよう努めます。
合併処理浄化槽
◆合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適切な保守点検・清掃を実施します。
◆単独処理浄化槽やし尿の汲取りによる処理から、合併処理浄化槽へ転換するよう努めます。
生活排水対策
◆調理くずや廃食油を排水口に直接流さないようにします。
◆食器を洗う前に油汚れ等は拭き取るようにします。
◆米のとぎ汁は、植木や鉢植えの水やりに使用し、排水口に流さないようにします。
◆洗濯洗剤は適量使用します。
◆シャンプーやリンス等は適量使用します。
◆イベント等へ参加し、生活排水処理の重要性についての理解を深めます。

3 事業者の取組

公共下水道
◆下水道の供用が開始している区域の場合、早期に接続するよう努めます。
合併処理浄化槽
◆合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の適切な保守点検・清掃を実施します。
◆単独処理浄化槽やし尿の汲取りによる処理から、合併処理浄化槽へ転換するよう努めます。
生活排水対策
◆調理くずや廃食油を排水口に直接流さないようにします。
◆食器を洗う前に油汚れ等は拭き取るようにします。
◆イベント等へ参加し、生活排水処理の重要性についての理解を深めます。

第4項 し尿及び汚泥の処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 収集区域

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の収集区域は、行政区域全域とします。

(2) 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥は、許可業者による収集とします。

(3) 収集・運搬量

目標年度（2030（令和12）年度）におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量は以下のとおりです。し尿の収集・運搬量は、し尿排出量の将来推計結果（表4-7）から2019（令和元）年度の自家処理量（77kl）を減じた数値です。

表4-10 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量

単位：kl/年

区分	実績	目標年度
	R1年度	R12年度
し尿	9,471	5,287
浄化槽汚泥	4,506	3,279
合計	13,977	8,566

2 中間処理計画

(1) 中間処理方法

し尿・浄化槽汚泥は、「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第2有機液肥製造施設」で液肥として製造処理し、下水道管を通して流入する生活排水は、「築上町椎田浄化センター」、「築城浄化センター」、「椎田北部浄化センター（輪生館）」、「西高塚地区排水処理場」で処理します。

「築上町有機液肥製造施設」及び「築上町第2有機液肥製造施設」で発生する処理残渣のRDF化や、「築城浄化センター」で発生する脱水汚泥のセメントの原料化、「椎田北部浄化センター（輪生館）」で発生する汚泥の堆肥化を継続し、再資源化を推進します。

3 広報啓発活動

本町の水環境や生活環境を保全するためには、下水道の整備を進めるとともに、下水道への接続率を高める必要があります。また、下水道計画区域以外の地域については、単独処理浄化槽及びし尿の汲み取りによる処理から合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。

そのため、合併処理浄化槽設置補助金制度等の支援策などについて町報や町HP等を活用し広報・啓発を行います。また、イベントや学習会を開催し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性、家庭でできる生活排水対策等に関する情報を発信することで、町民・事業者の水環境保全意識の向上を図ります。